

第2次中央市行財政改革大綱及び実施計画

平成25年度～平成29年度

実り豊かな生活文化都市



平成25年3月

中 央 市

目 次

《中央市行財政改革大綱》

中央市の現状	1
1 本市を取り巻く環境の変化	
2 これまでの取り組みと成果	
3 本市の財政状況	
行財政改革の必要性と行財政改革大綱策定の目的	1 2
1 行財政改革の必要性	
2 行財政改革大綱策定の目的	
行財政改革基本方針	1 3
1 市民視点の行政サービスの向上【行政サービス改革】	
2 行政運営の効率化【市役所改革】	
3 健全で持続可能な財政運営【財政改革】	
4 地方公営企業の健全化【地方公営企業改革】	
行財政改革に対する具体的な取り組み	1 5
1 市民視点の行政サービスの向上【行政サービス改革】	1 5
(1) 市民と行政の役割分担の確立	
(2) 市民との情報共有	
(3) 市政への参画機会の充実	
(4) 窓口サービスの向上	
(5) 電子自治体の推進	
(6) 公共施設の運営	
(7) 事務事業の改革	
2 行政運営の効率化【市役所改革】	1 6
(1) 組織機構の見直し	
(2) 人材育成の推進	
(3) 職場内の意見交換場の充実	
(4) 全職員による改革改善の推進	
(5) 事務処理の簡素効率化	
3 健全で持続可能な財政運営【財政改革】	1 7

(1) 財政運営の健全化	
(2) 人件費の抑制	
(3) 公共投資の重点化	
(4) 市単独補助金の見直し	
(5) 市税等収納率の向上	
(6) 受益者負担の定期的な見直し	
(7) 広告収入等の確保	
(8) 市有財産の有効活用	
4 地方公営企業の健全化【地方公営企業改革】	19
(1) 安定した料金収入の確保	
(2) 収納率の向上	
行財政改革の推進	20
1 計画期間	
2 推進体制	
3 進捗状況の公表	

《中央市行財政改革実施計画》

実施計画	22
1 市民視点の行政サービスの向上【行政サービス改革】	23 ~ 30
2 行政運営の効率化【市役所改革】	31 ~ 36
3 健全で持続可能な財政運営【財政改革】	37 ~ 50
4 地方公営企業の健全化【地方公営企業改革】	51 ~ 54

中央市の現状

1 本市を取り巻く環境の変化

平成 18 年 2 月 20 日に合併し、中央市が誕生してから 7 年が経過しましたが、本市を取り巻く環境は様々な変化をしてきています。

本市の人口は、平成 17 年まで一貫して増加を続けていきましたが、平成 22 年の国勢調査では 31,322 人と減少に転じ、平成 17 年と比較すると 1%程度(328 人)の減少となっています。

また、65 歳以上の「高齢者人口」の割合は 18.2%で、県平均の 24.6%に比べて低く、若い世代が多い地域となっています。

しかし、低い傾向にはあるものの、「高齢者人口」の割合は年々増加しており、少子高齢化が進展しています。

財政状況において歳入面では、合併支援措置である普通交付税の算定替が平成 28 年度以降に 5 年間で段階的に縮減され、最終的には約 10 億円程度の削減となります。また、世界的な金融危機の拡大による景気低迷と雇用情勢の悪化などにより、今後の市税収入は大幅な増収が見込まれないものと推測されます。

歳出面においても、義務的経費である扶助費や公債費など今後も大幅に削減することは見込めず、本市の財政収支見通しは年々厳しくなっていくことが推測されます。

また、地域主権改革の進展により、「地域のことは、地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくること」を目指した地域主権改革が進められています。今後も地方公共団体への義務付け、枠付けの見直しや権限移譲、地方税財源の充実確保の検討が行われるなど、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、今後地方自治体の業務はますます拡大していくものと予測され、より一層効率的で体力のある地方自治体が求められています。

限られた財源の中で事業の選択と集中を図り、住民と行政が共に役割と責任を分かち合いながら「協働」によるまちづくりを進め、財政のさらなる健全化を推進していくことが求められています。

2 これまでの取り組みと成果

本市では、行財政改革の指針として、63 項目の実施計画からなる「第 1 次中央市行財政改革大綱・実施計画（実施期間：平成 20 年度～平成 24 年度）」を平成 20 年 12 月に策定し、計画的に取り組むを行ってきました。また、行

財政改革の取り組み状況など毎年度の検証にあたっては、外部組織である「中央市行政改革推進委員会」に協議報告するとともに、提言・意見をいただきながら市民の意見を十分に反映することに努め、取り組み状況についてホームページなどで公表を行いました。

具体的な取り組みとして、市役所改革では、簡素かつ効率的な組織体制を構築するため、危機管理室の新設及び収納課と税務課の統合等の組織機構の見直しを実施しました。また、職員提案制度については、より活用しやすい制度の構築に向け、正規職員に対するアンケートを実施し、その結果により可能な限り制度の見直しを実施しました。

財政改革では、新規職員採用の抑制や事務事業の見直しなどによる計画的な職員数の管理により、平成 19 年度の職員数 257 人に対して平成 24 年度は 8 人減の 249 人となり、職員数の抑制を行いました。また、市が支出する補助金等について統一した基準を明記した「中央市補助金等の見直しに関する指針」を策定し、補助金等の整理合理化を実施しました。

行政サービス改革では、職員の仕事に対する意識改革や効率的な施策の推進を図るため、行政評価制度(事務事業評価)を平成 23 年度から本格導入し、年間で 100 件弱の事務事業について評価及び検証を実施しました。また、市民の意見を広く取り入れ、市民と行政が協働した市政の推進を図るために、市が所管する各委員会等において、可能な範囲内で公募委員を積極的に登用しました。

以上の取り組みを含め、これまで 63 項目の実施項目について、計画を達成できるよう進めてきましたが、平成 23 年度終了時点での進捗状況を見ると、全体の 11.1%にあたる 7 項目の実施計画において計画を下回っている状況であります。

計画を下回った主なものは、世界的な金融危機の拡大による長期的な景気低迷の影響で市税等の収納率が目標数値に届かなかったことや、市が所管する各委員会等において、積極的な女性の登用を目指しましたが、改選時期の問題や、女性の登用率が高かった委員会が解散したことにより、目標数値に届かなかったことが挙げられます。

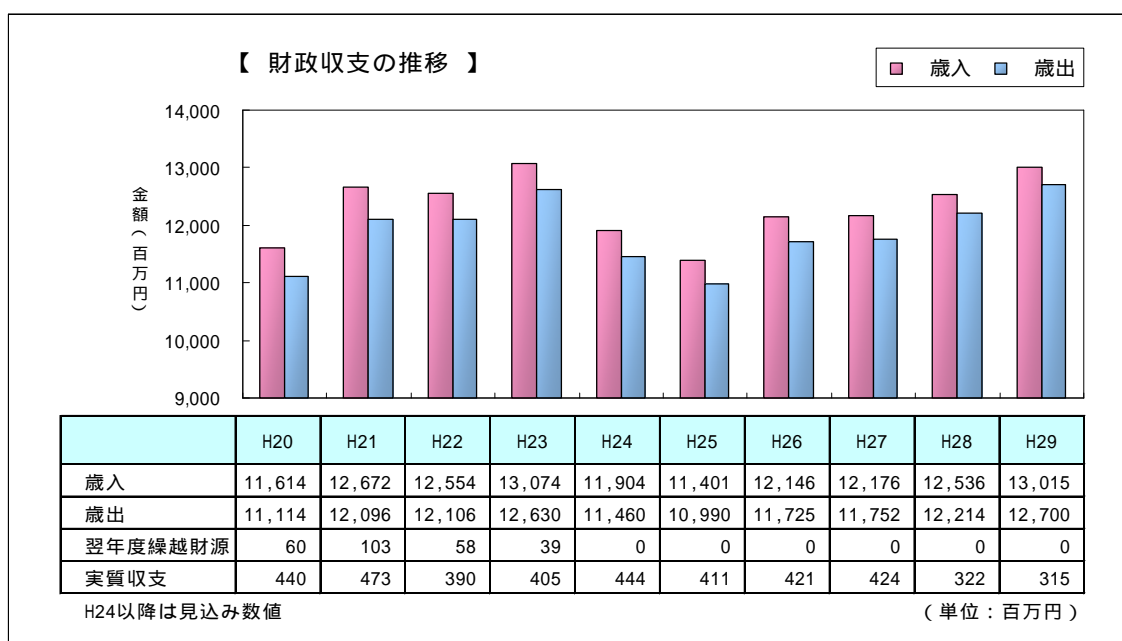
これら未達成の項目については、第 2 次の実施計画において目標達成に向けて重点的に取り組んでいくこととします。

3 本市の財政状況

長期的な景気の低迷等により大幅な増収が見込まれず、各種交付金の減少が続く一方で、急速な少子高齢化の進展などにより社会福祉に対する支出が増加しており、また、庁舎増築や老朽化した施設の修繕事業及びリニアルート確定に伴う周辺整備事業等の大型事業が考えられる中、より一層の効率的で体力のある地方自治体となることが求められるようになってきています。

これらのことを背景に、引続き行財政改革を進めていかなければ、大幅な財源不足が生じ、近い将来には非常に厳しい財政状況となります。

そのためにも、さらなる効率的かつ効果的な行財政改革の推進が必要となります。



【参考】 平成34年度までの見込み

	H30	H31	H32	H33	H34
歳入	11,661	11,239	11,175	11,211	11,078
歳出	11,331	10,880	10,814	10,918	10,863
翌年度繰越財源	0	0	0	0	0
実質収支	330	359	361	293	215

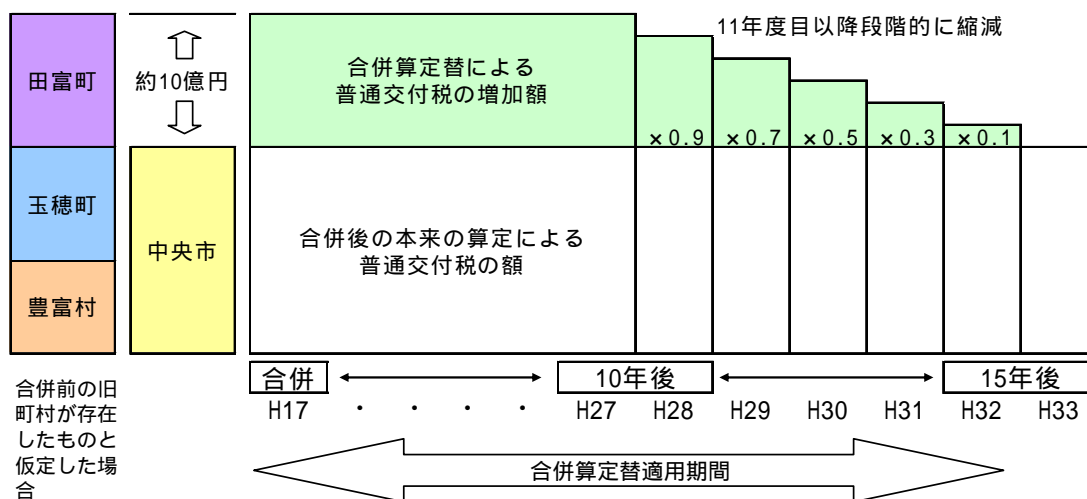
(単位：百万円)

本市は、現在、新市建設計画を基本とした長期総合計画に基づいて事業を推進しており、その主たる財源として合併による交付税の財政措置分と合併特例債を充当しています。

合併による交付税の財政措置とは、本来複数市町村が合併するとスケールメリット（規模の大きさによる利点）により経費節減が可能になるために、交付税は減少することとなりますが、合併後のまちづくりを円滑に推進する

上で臨時的に通常事業を上回って相当量の事業実施が必要となることなどから、改正前の「市町村の合併の特例に関する法律」において、合併年度とそれに続く10か年度は合併関係市町村がそのまま存続したものとして算定される交付税額の合計額を保障し、その後の5か年度について保障額を段階的に縮減していく特例をいいます。

合併による地方交付税算定替（イメージ図）



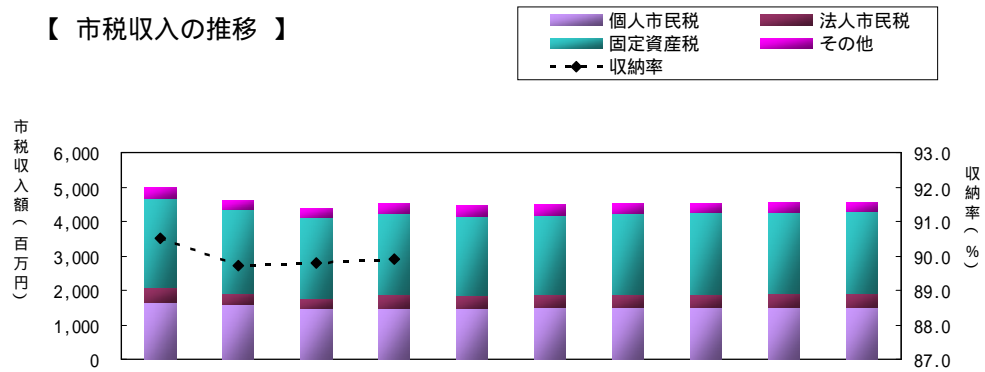
また、合併特例債は、新市建設計画に基づいて行う事業のうち特に必要と認められるものに要する事業費の95%に充てることができ、その元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債です。当初、合併年度とこれに続く10か年度に発行できるものでしたが、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情により、期間が15か年度に延長されました。本市の建設事業に係る合併特例債の発行可能額は、123億1千万円（事業費ベースで129億6千万円）であり、平成23年度末現在で29.4%の執行となっています。

今後、歳入については、景気の動向にもよりますが市税の大幅な増収が見込めないため、交付税の財政措置の段階的縮減が始まる平成28年度までに可能な限り基金を積立て、歳入における交付税の縮減分を基金の取崩しによって小さく抑えていく予定です。

歳出においては、一般財源の支出を抑えるため交付税の財政措置や合併特例債の発行が可能のうち、庁舎統合事業や学校等老朽化施設の改修等合併後の懸案大型事業を計画的に進めていく予定です。

このため、第2次行財政改革大綱の期間中は、同程度の財政規模で推移していきますが、交付税の財政措置と合併特例債発行期限の終了する平成32年度に向けて、さらなる経常経費の削減と継続事業の見直しを行って財政規模の縮小に備えておく必要があります。

【 市税収入の推移 】



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市税	4,976	4,593	4,384	4,535	4,444	4,501	4,533	4,534	4,562	4,575
個人市民税	1,660	1,598	1,453	1,473	1,477	1,510	1,515	1,519	1,524	1,528
法人市民税	403	320	314	429	358	365	373	380	388	396
固定資産税	2,629	2,404	2,336	2,321	2,304	2,327	2,353	2,349	2,371	2,378
その他	284	271	281	312	305	299	292	286	279	273
収納率	90.5	89.7	89.8	89.9						

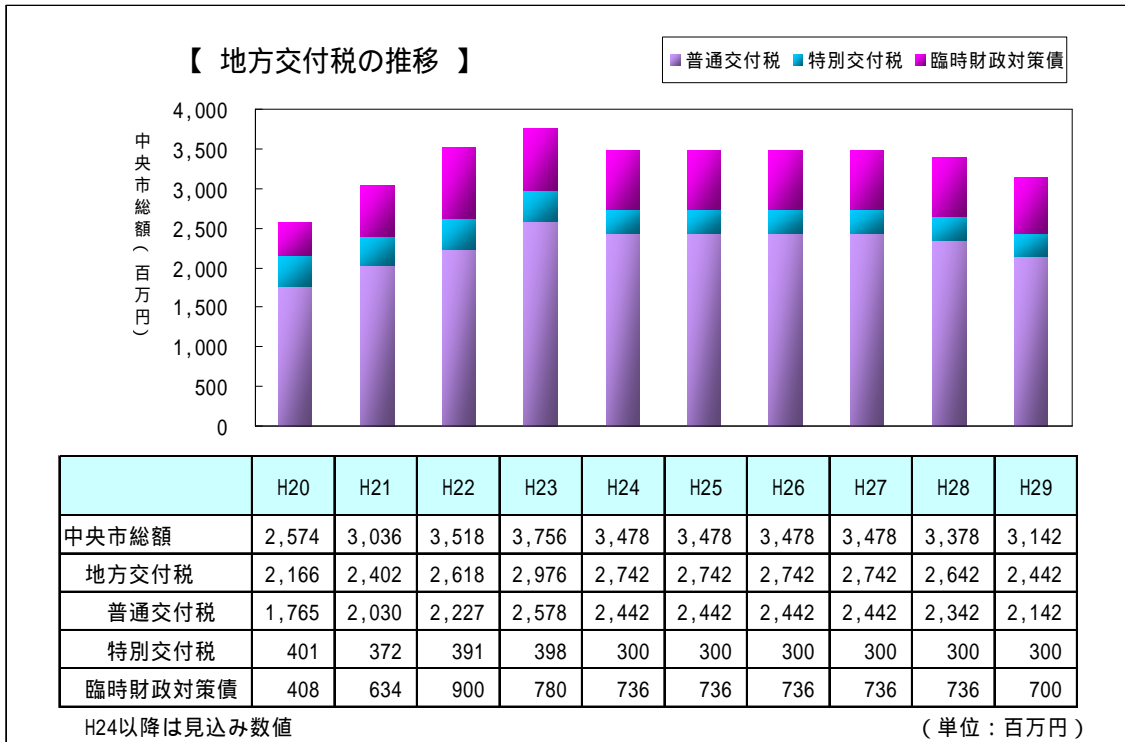
H24以降は見込み数値

（単位：百万円・%）

本市の市税が歳入全体に占める割合は、平成 20 年度に 42.9%であったものが、平成 23 年度は、34.5%に減少しており、市税のみの歳入額で比較しても平成 20 年度と平成 23 年度では、4 億 4,100 万円の減少となっています。

世界的な金融危機の中、法人税の落ち込みは、深刻なものでありますが、市税全体では、平成 24 年度以降おおむね横ばいで推移するものと見込まれます。

収納率は、平成 17 年度の合併時の 91.6%から徐々に低下し、平成 21 年度には 90%を割り込んで平成 23 年度 89.9%と横ばい状態が続いており、収納率の向上に向けた取り組みをさらに強化していく必要があります。



普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額に応じて配分されますが、合併が行われた場合、スケールメリットによって様々な経費の節減が可能となるため、一般的には基準財政需要額が減少し、それに従って交付税額も減少します。

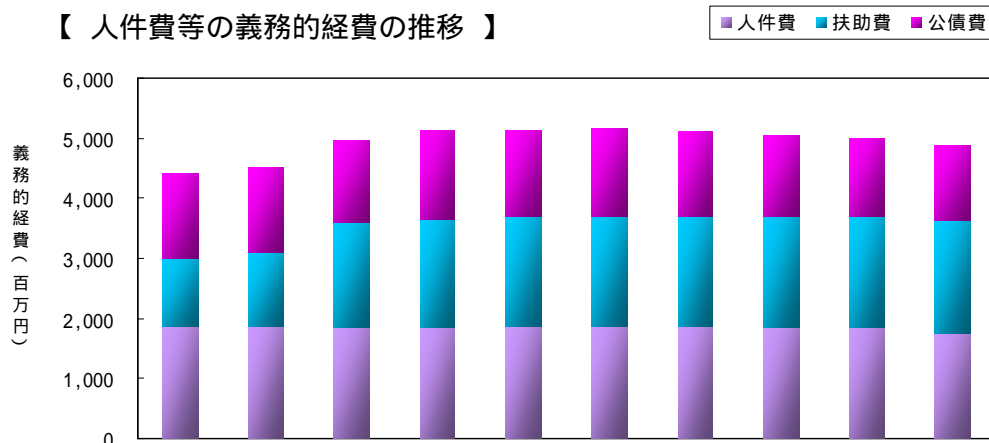
前述のとおり、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりではないことから、改正前の「市町村の合併の特例に関する法律」において、合併が行われた年度とこれに続く10か年度は、合併関係市町村がそのまま存続したものととして算定される交付税額の合計額を保障し、その後5か年度については、保障額を段階的に縮減していくことによって、合併市町村が合併により交付税上の不利益を被ることのないような特例（合併算定替）が設けられています。

平成18年2月20日に合併した本市は、上記の適用を受け、平成27年度までは、旧3町村が存続したものととして算定される交付税を受け、その後5か年度で段階的に縮減されていき、平成33年度からは、本来、市として算定した普通交付税となります。

5か年度の激減緩和措置があるとはいえ、現在の財政規模を続けていけば、財政悪化を招き、今後必要な事業はもとより、現在行われている市独自の事業も行うことができなくなります。

そのために、今のうちから経費節減を図り、基金等の積み立てを行うことで、財政経営の健全化に資する取り組みを実施することが必要となります。

【 人件費等の義務的経費の推移 】



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
義務的経費	4,405	4,514	4,978	5,127	5,130	5,152	5,115	5,033	5,004	4,883
人件費	1,863	1,867	1,856	1,855	1,880	1,873	1,867	1,857	1,847	1,761
扶助費	1,126	1,226	1,733	1,805	1,814	1,824	1,833	1,842	1,851	1,860
公債費	1,416	1,421	1,389	1,467	1,436	1,455	1,415	1,334	1,306	1,262

H24以降は見込み数値

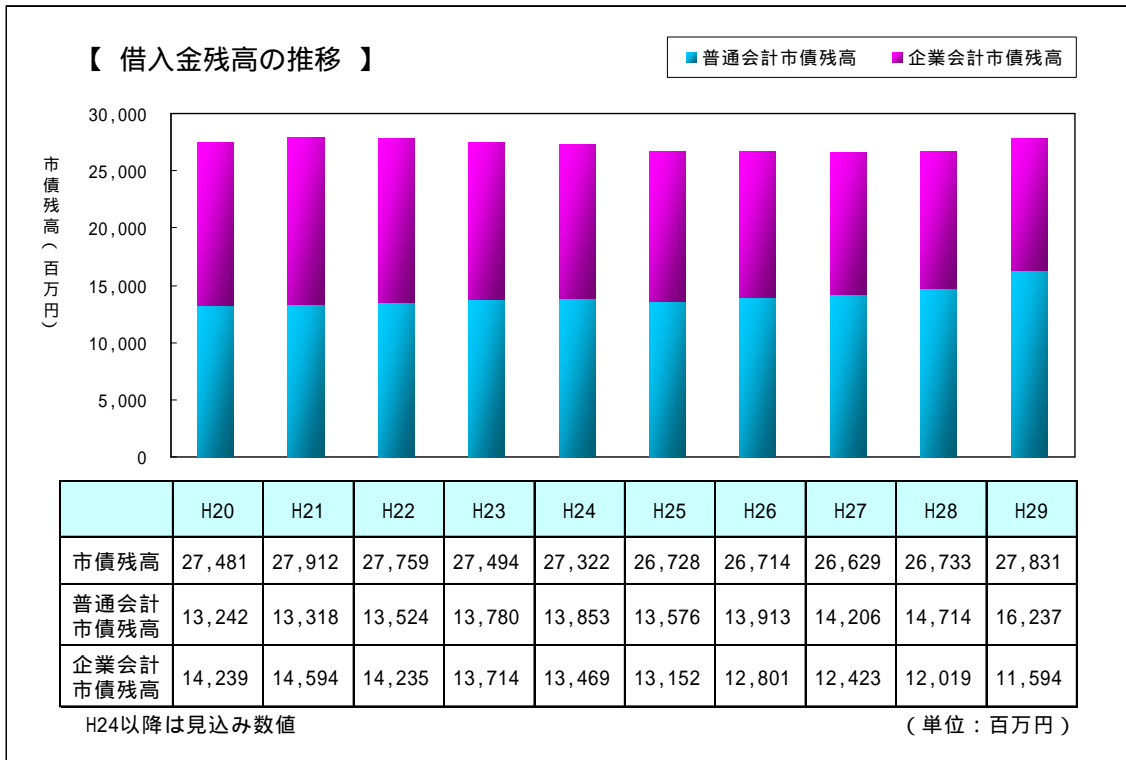
(単位: 百万円)

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に削減できない経費で、人件費・扶助費・公債費の3つの費目をいいます。また、歳出総額に占める義務的経費の割合が高くなれば、政策的な経費に充てる財源がなくなるため、財政が硬直化し弾力性を失うこととなります。

本市の場合は、平成20年度と平成23年度との比較では、人件費は、1.00倍のほぼ同額で、扶助費は1.60倍、公債費は1.04倍に増加していますが、その中でも扶助費は、平成24年度以降も増加していくものと見込まれます。

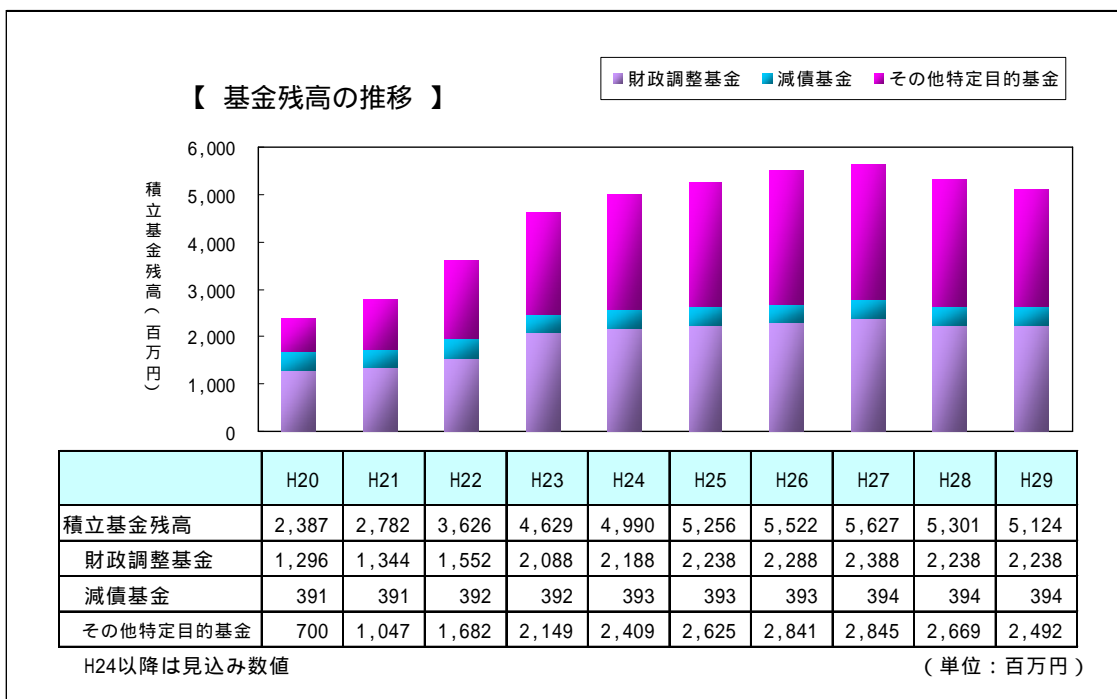
また、歳出総額に占める義務的経費の割合は、平成20年度には39.7%であったものが、平成23年度には40.6%と上昇しています。

財政状況が厳しい中、義務的経費である人件費の削減は引き続き不可欠であり、最小の経費で最大の効果を上げることを念頭に、事務事業の見直しを行う必要があります。



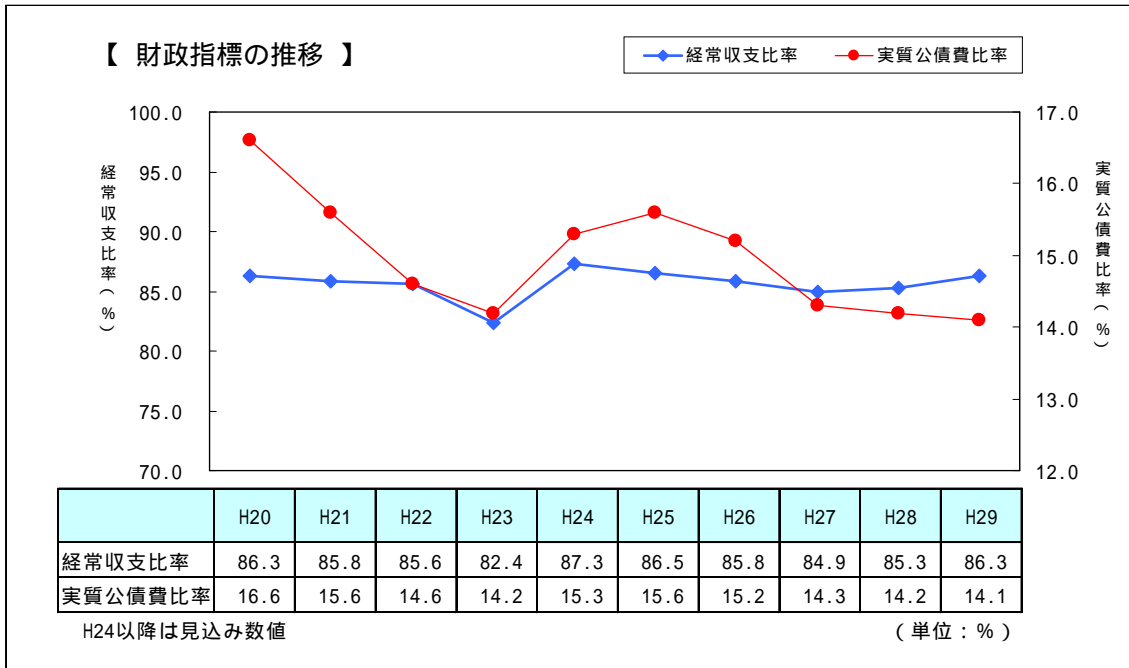
地方債(市債)とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を越えて行なわれるものをいいます。地方債を活用することにより、「財政負担の年度調整」や「世代間の負担の平準化」を図ることができますが、翌年度以降、その償還のための支出を義務づけられることになるため、多くを地方債に依存することは将来の財政運営の健全性を保つ観点から好ましくありません。

本市の市債残高は、普通会計・企業会計をあわせると平成 23 年度末で総額 274 億 9,400 万円にのぼり、平成 20 年度末の 274 億 8,100 万円を若干上回りましたが、今後も引き続き借入金の返済状況を勘案し、事業の選択を行い、将来計画を見据えた借入とする必要があります。



基金(市の貯金)には、財源を調整するための基金として財政調整基金、市債調整基金として減債基金、特定の目的のために元本を取り崩す特定目的基金があります。

本市の積み立て基金残高は、平成 23 年度末で総額 46 億 2,900 万円となっており、平成 20 年度末と比較すると 1.94 倍の増加となっています。しかし、これは合併特例債を利用した「まちづくり振興基金」への積み立てが主となっており、自主財源を元として行っているものではないため、今後も厳しい財政運営が続くと推測される中で、国、県の財政施策や地方交付税の動向に十分留意しながら、弾力性のある財政運営が必要とされています。



経常収支比率とは、税などの一般財源を人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかを見ることで、財政の健全性を判断します。この比率が高くなるほど、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。

都市にあっては 70～80%にあるのが望ましく、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。

本市の場合は、扶助費や公債費が伸びましたが、人件費や一部事務組合への補助費を抑えたため、平成 20 年度と平成 23 年度との比較では、3.9 ポイント下降し 82.4%になっています。しかし、依然財政構造の弾力性が失われつつある状況であり、今後も、経常経費のさらなる削減と、特に市税を確保する努力を続けていく必要があります。

また、実質公債費比率とは、公債費(借金の返済)による財政負担の度合いを判断するための指標の 1 つで、平成 18 年 4 月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された新しい指標です。

この指標は、従来の起債制限比率の範囲等を見直し、企業会計(水道・下水道等)、一部事務組合の借金の返済に充てるために支出した費用も含まれるので、より実質的な公債費による財政負担の度合いを判断することができます。

なお、本市の実質公債費比率の平成 20 年度と平成 23 年度との比較では、2.4 ポイント抑制され、14.2%となっております。この比率が 18%以上になると地方債の発行に際して県の許可が必要となります。さらに、25%以上になると地域活性化事業等の一般単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体

は、これらに加えて一部の公共事業等についても制限されることとなります。このことから将来の財政硬直化を避けるためには、今後とも市債発行を十分に検討し抑制する必要があります。

【用語解説】

地方交付税

財源の地域的な不均衡を是正し、全ての自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うことができるように、必要な財源を確保することを目的として国が地方公共団体に対して交付する税です。一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付する特別交付税があります。

普通交付税

合理的な基準に基づいて、自治体が妥当な水準の行政を行うために必要とする額（基準財政需要額）と標準的に徴収が見込まれる税収入（基準財政収入額）を算定し、収入が不足している場合に、これを補うために国から交付されるものです。

特別交付税

普通交付税の補完的な機能を果たすもので、普通交付税の算定に当たり反映することができなかった各自治体の特別な事情を考慮して交付されるものです。

基準財政需要額

各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額です。（標準的な行政サービスを行うために必要な経費）

基準財政収入額

各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法の規定により算定した額です。（標準的な状態で徴収が見込まれる税収入）

臨時財政対策債

本来、地方交付税として配分すべきところを交付税が不足した場合に個々の地方公共団体が地方債という形で立て替えておき、期間を明確にして全額を後年度、地方交付税で補てんする制度です。地方に新たな負担を生じさせるものではなく、地方交付税の振替措置であることから、実質地方交付税といえます。

まちづくり振興基金

合併特例債を充てることが認められている市民の連携強化及び地域振興を図るための基金です。

行財政改革の必要性と行財政改革大綱策定の目的

1 行財政改革の必要性

本市では、行財政改革の指針として、63 項目の実施計画からなる「第 1 次中央市行財政改革大綱・実施計画」を策定し、計画的に取り組みを行ってきたことにより、ある程度の成果を得ることができました。

しかしながら、この間、行政に求められる役割や本市を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな行政需要に対応したさらなる行財政改革の取り組みが求められています。

このため、これまで以上に厳しい姿勢で、歳出全般にわたる経費の節減を実施するとともに、時代にあった事業の選択をして行かなくてはなりません。

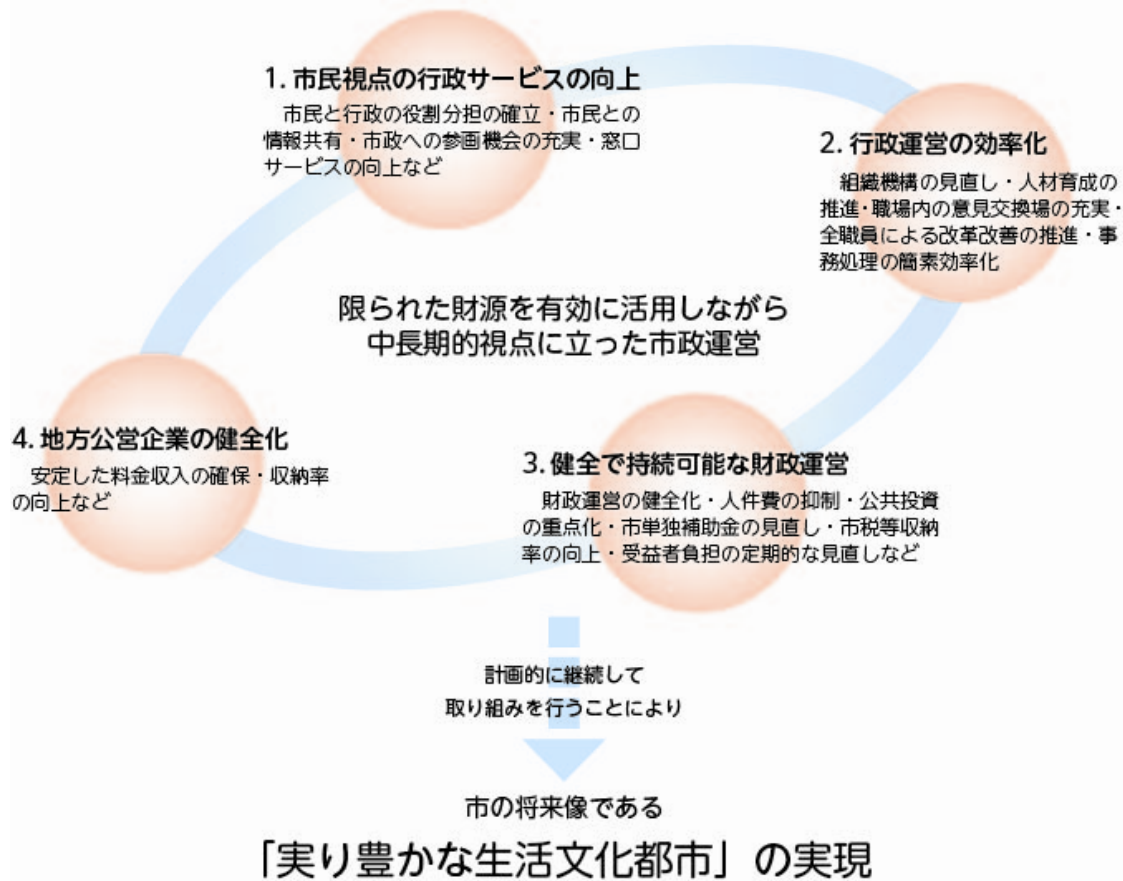
また、歳出の削減には限りがあるため、市税を含めた歳入の確保に積極的に力を入れるなど、限られた財源を有効に活用しながら中長期的視点に立った市政運営が必要とされています。

2 行財政改革大綱策定の目的

行財政改革大綱は、「第 1 次中央市長期総合計画」において掲げた、市の将来像である「実り豊かな生活文化都市」を実現するために策定し、中央市職員全体の意識改革のための基本指針とします。

行財政改革基本方針

第2次中央市行財政改革大綱 4つの基本方針



1 市民視点の行政サービスの向上【行政サービス改革】

市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するため、新しい行政経営の考え方をもとに、成果重視による運営や目標管理手法などの民間経営手法を積極的に取り入れ、前例にとらわれない戦略的な行政経営を推進し、質の高い行政サービスを目指します。

2 行政運営の効率化【市役所改革】

最少の経費で最大の成果を挙げるためには、限られた財源の中で、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に適切かつ迅速に対応して行く必要があります。

そのためには、行政の果たすべき役割を常に考え、全ての事務事業について「緊急性」「重要性」「効率性」を検討し、絶えず見直しを行い、行政運営の効率化を目指します。

3 健全で持続可能な財政運営【財政改革】

本市が将来にわたって健全で持続可能な財政運営を行うためには、自主財源の確保と歳出の抜本的な見直しを行い、安定した財政基盤を確立することが重要となっています。

そのためには、市税等の収納率の向上や受益者負担の見直しなど、収入の確保に努めるとともに、新たな財源確保についても検討していく必要があります。

また、事業の実施にあたっては、費用対効果を十分に踏まえて行うとともに、常に経費の節減に取り組むなど、歳出の抑制を行い安定した財政基盤の確立を目指します。

4 地方公営企業の健全化【地方公営企業改革】

限られた財源を有効に活用するため、事務事業などの見直しを行い、建設コスト等の削減に取り組む必要があります。

また、独立採算制の原則の中で、収入財源の確保や使用料金などの見直しを行い経営の健全化を目指します。

行財政改革に対する具体的な取り組み

1 市民視点の行政サービスの向上【行政サービス改革】

(1) 市民と行政の役割分担の確立

多様化する行政需要と厳しい財政状況が並存する現状においては、行政側だけがサービスの提供者となることには限界があります。これからも市民と行政が共通の目的のもと、それぞれの役割、責任を分担し、地域課題や市民ニーズに対応できるよう、協働のまちづくりを進めていきます。

また、協働のまちづくりを進めるにあたり、市民と行政との協働に対する考え方を明らかにするとともに、そのうえで地域での様々なコミュニティ活動を支援していきます。

(2) 市民との情報共有

市政への関心と市民参加を促すためにも、市民と行政が直接対話することのできる意見交換場の充実やホームページなどによる情報発信を行い、積極的に行政情報を公開し市民との情報の共有化を進めていきます。

(3) 市政への参画機会の充実

市政に対する市民参画を推進するため、市の政策などを策定する過程においては、市民の意見を伺う機会を充実させます。

その手段としては、市政への参画と公平性及び透明性を確立するためにも市民からの意見提出制度であるパブリックコメントを積極的に実施します。

また、審議会・委員会などへの公募委員の登用や女性委員の登用をさらに充実させます。

(4) 窓口サービスの向上

市民の誰にでも分かりやすく利用しやすい窓口業務を目指して、市民の意見を定期的に調査分析し、窓口サービスにおける対面サービスの質的向上に努めていきます。

また、窓口業務の時間延長について検討し、市民が窓口を利用しやすい環境を整えていきます。

(5) 電子自治体の推進

市民生活における利便性の向上や業務の効率化を目指して、費用対効果に考慮しながら、市民からの申請手続や行政サービスにおける業務内容について、電子化を進めていきます。

(6) 公共施設の運営

公共施設の管理運営方法を検証し、市民の誰にでも利用しやすい公共施設となるよう公共施設を運営していきます。

また、汚泥処理施設である田富よし原処理センターは、市で特別会計を設け、企業から負担金を徴収しながら運営していますが、地域インフラの安全性の確保、下水道施設の安定した維持管理の両面からも、市への移管を目指して見直しを進めていきます。

(7) 事務事業の改革

厳しい財政状況の中で、効率的・効果的に事業等を進めていくために現在、行政評価制度（事務事業評価）の運用により、職員の意識改革やより質の高い行政サービスを目指し事務事業の見直しを実施していますが、現行の行政主体での評価方法のみにとらわれず、新たな視点で評価ができる外部評価方法の導入を進めていきます。

2 行政運営の効率化【市役所改革】

(1) 組織機構の見直し

これまでの合併協定項目や長期総合計画で示されてきた庁舎のあり方については、「中央市庁舎に関する市民検討委員会」から、既存の庁舎を増改築することを前提とした「1本庁舎2支所体制を構築すべきである」との答申があり、本庁舎の位置や増改築に向けた時期を明確にして分庁舎方式の見直しを進めていきます。

また、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応できるように機構改革を実施してきましたが、これまで以上に意思決定の迅速化を図るため、組織のフラット化、部制の廃止、リーダー制のあり方について見直しを進めていきます。

(2) 人材育成の推進

「中央市人材育成基本方針」に基づき、計画的に職員を研修会などに

参加させるとともに、人材育成基本方針の見直しを行い人材育成に努めていきます。

また、人事評価制度については、これまで監督職員以上を対象として実施してきましたが、今後は、全職員を対象とした評価ができるように制度内容の見直しを行い、人材育成とともに公平公正な評価が行えるよう人事評価制度を構築していきます。

(3) 職場内の意見交換場の充実

庁内での連携や組織目標の実現に向けて、職員相互が協力できる体制づくりを目指し、個々の職員の意見を汲み取ることの出来る風通しの良い職場環境づくりに努めていきます。

また、市長と職員が気軽に意見交換ができるコミュニケーションの場を充実させていきます。

(4) 全職員による改革改善の推進

職員の積極的な勤労意欲の高揚と事務能率及び行政サービスの向上を目指して職員提案制度を取り入れています。現在、職員からの提案数が少ない状況のため、職員が提案しやすい制度になるよう見直しを行い提案制度の活性化に努めていきます。

また、行財政改革の全般にわたる取り組みについて、全職員へ改善事例などを周知し組織全体での取り組みを進めていきます。

(5) 事務処理の簡素効率化

これまで事務処理の簡素効率化を進めてきているところでありますが、現在行っている事務処理方法にとらわれず、常に行政事務の見直しや行政内部での情報を共有し、さらなる事務処理の簡素効率化に努めていきます。

3 健全で持続可能な財政運営【財政改革】

(1) 財政運営の健全化

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、市全体としての財政の健全化は勿論のこと、市民に分かりやすい財政状況の公表を引き続き行っていきます。

また、財政の健全な運営に資するために年度間の財政の不均衡を調整

する財政調整基金の安定確保に努めていきます。

さらに、行政運営に係る経費の節減を継続的に行い、限られた財源や資源を最大限に活用していきます。

(2) 人件費の抑制

人件費総額を抑制していくためには、特別職の報酬の見直しを継続して実施するとともに、職員数については「定員適正化計画」に基づいた定員管理のもと職員数の抑制を継続して進めていきます。

また、職員の健康維持や公務能率の一層の向上を目指し、時間外勤務時間の縮減対策を講じ人件費の抑制に取り組んでいきます。

臨時職員や嘱託職員の任用については、関係法令を踏まえて要綱等の整備見直しを行い、年度ごとの適正な職員数について、正規職員数や配置を見直す中で計画的に削減していきます。

(3) 公共投資の重点化

公共投資の必要性や効率性など、庁内関係部署での協議調整を行い公共投資の重点化を進めていきます。

また、「中央市公共工事コスト縮減行動計画」に基づき、統一した基準により建設コスト削減に取り組んでいきます。

入札制度については、現在の入札・契約制度を継続的に見直し、公平で透明性の高い入札・契約制度を構築していきます。

(4) 市単独補助金の見直し

「中央市補助金等の見直しに関する指針」に基づき、継続して補助金等の見直しを進めていますが、行政内部だけの見直しでなく新たな視点で見直しができる外部審査を導入していきます。

(5) 市税等収納率の向上

納税者の公平性や公正性を確保するためにも市税や国保税、各種料などにおける収納率の向上を目指し、年度ごとの目標数値（現年・過年）を達成できるように、収納対策を強化していきます。

(6) 受益者負担の定期的な見直し

各公共施設の使用料については、公平な受益者負担の視点から見直し

を行い、平成 24 年度に条例を改正して運用をしていますが、定期的な見直しを行い、必要に応じて使用料を改定していきます。

また、保育料や学校給食費についても、社会経済情勢を勘案し継続して見直しを行っていきます。

(7) 広告収入等の確保

自主財源の確保策として、ホームページや封筒等に有料広告を掲載して、新たな財源の確保をしていますが、さらなる財源の確保を目指して積極的に広告募集を行っていきます。

(8) 市有財産の有効活用

「中央市公共施設見直し指針」に基づき、類似施設の統合や用途廃止など今後の施設の方向性について協議検討を行っていますが、すでに用途廃止の方向性が示された施設については、民間への売却も含め有効活用をしていきます。

また、売却用として整備された土地や企業誘致用として整備された土地については、あらゆる手段を用いて、早期の完売に向けて取り組みを行っていきます。

4 地方公営企業の健全化【地方公営企業改革】

(1) 安定した料金収入の確保

上下水道事業における施設などに対する維持管理費が増大していく中、さらなる地方公営企業の経営の効率化・健全化を目指し、事業の進捗状況を総合的に踏まえ定期的な使用料金の見直しを行い、必要に応じて改定していきます。

また、下水道施設を整備した地域においては、利用可能な対象者が実際に接続使用を開始しなければ下水道整備の本来の目的が達成できないことから、水洗化率の向上に向けて、さまざま取り組みを行い財源の確保に努めていきます。

(2) 収納率の向上

上下水道事業における使用料金は事業収入の根幹をなすものであり、その収入を確保するためにも収納率の向上を目指し、年度ごとの目標数値（現年・過年）が達成できるように、収納対策を強化していきます。

行財政改革の推進

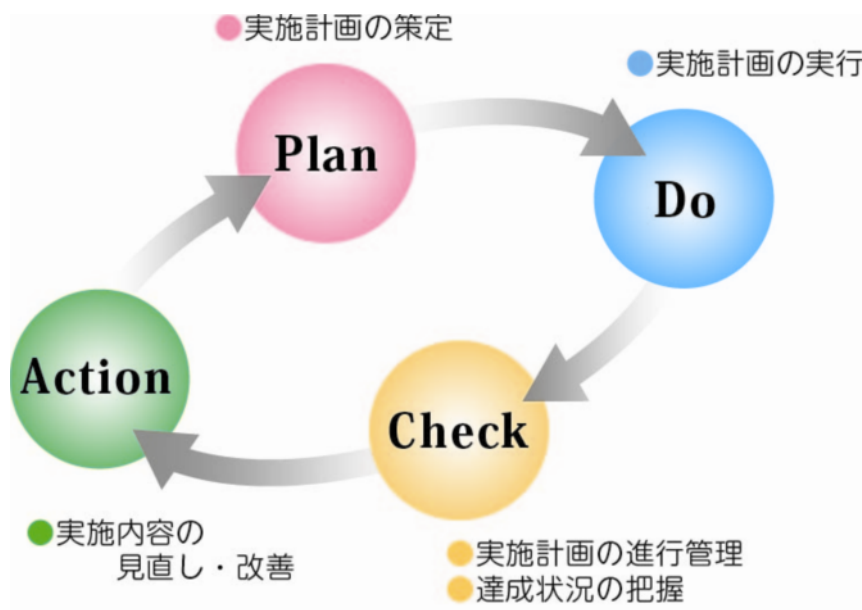
1 計画期間

本大綱の計画期間は、本市の最上位計画である「第1次中央市長期総合計画の後期基本計画」と歩調を合わせ、平成25年度～平成29年度までの5年間とします。

2 推進体制

年度ごとにおける行財政改革の推進及び検証にあたっては、PDCAサイクルにより進行管理を庁内組織で行い、進捗状況などについては、外部組織である行政改革推進委員会に報告するとともに、意見・提言をいただきながら推進していくこととします。

また、年度ごとの検証にあたり計画内容に修正が必要とされる場合は、随時修正を加えていくこととします。



PDCAサイクルとは、次の各工程の頭文字をとったものです。

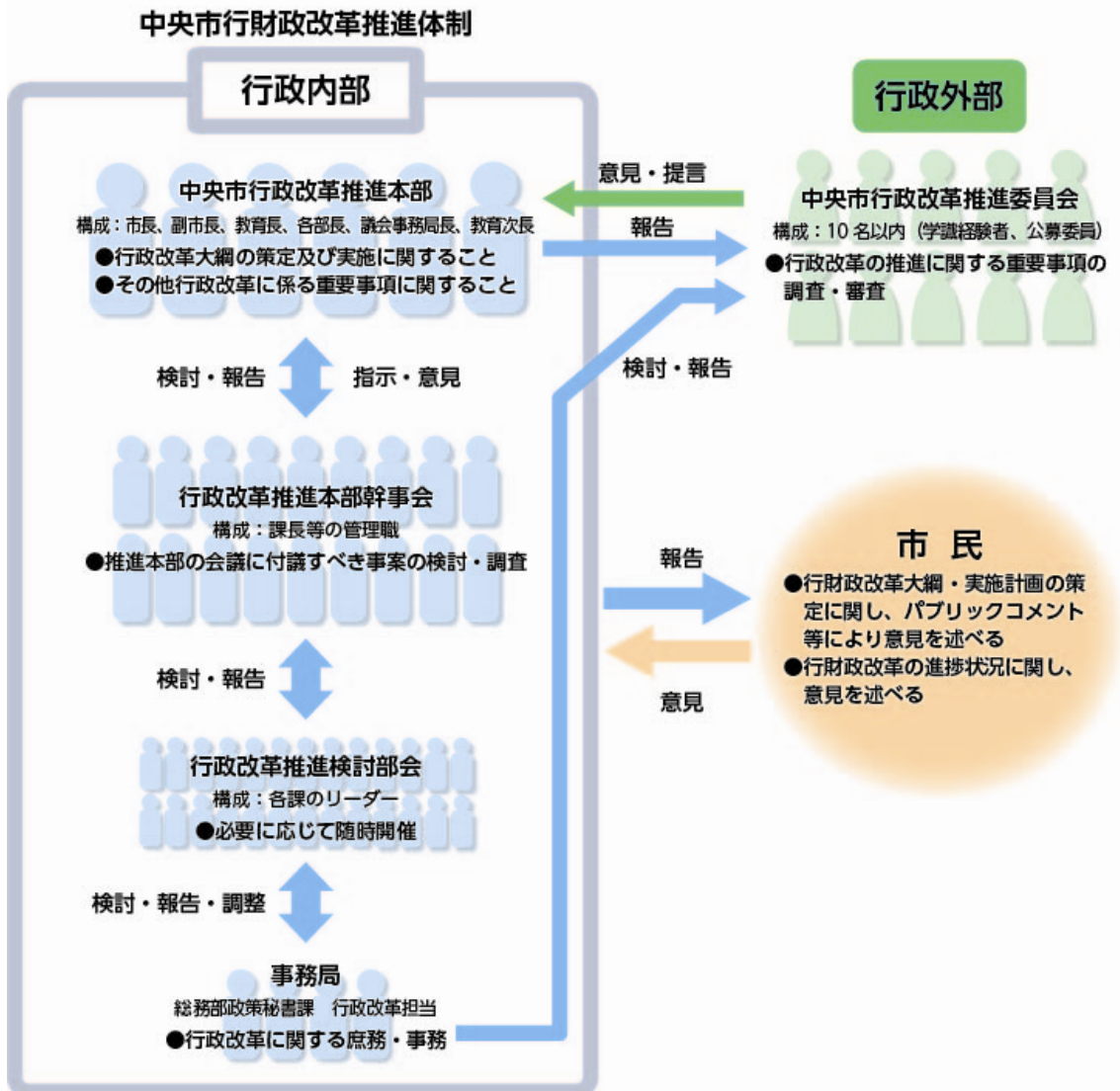
P (Plan) : 従来の実績や将来の予測などをもとにして実施計画の策定

D (Do) : 実施計画に沿って実行

C (Check) : 実行内容の検証・評価

A (Action) : 検証・評価したことに基づき見直し・改善

行財政改革の推進体制



3 進捗状況の公表

年度ごとにおける行財政改革の進捗状況については、広報紙やホームページ等を通じて継続的に公表していきます。

第 2 次中央市行財政改革実施計画
平成 2 5 年度 ~ 平成 2 9 年度


中 央 市


第2次行財政改革実施計画体系


基本方針	具体的な取り組み	実施計画	ページ
1 市民視点の行政サービスの向上 【行政サービス改革】	1 市民と行政の役割分担の確立	1 協働のまちづくりの明確化	23～24
		2 市民活動への支援	
		3 地域の自主防災組織の育成・充実	
	2 市民との情報共有	1 タウンミーティングの実施	24～25
		2 ホームページ等による情報発信の充実	
	3 市政への参画機会の充実	1 政策形成への市民参加	25～26
		2 公募委員の登用	
3 女性委員の登用			
4 窓口サービスの向上	1 窓口業務時間の延長	27	
	2 各窓口における対面サービスの向上		
5 電子自治体の推進	1 電子申請・届出システムの拡充	28～29	
	2 防災・防犯情報の提供		
	3 統合型地図情報システムの拡充		
6 公共施設の運営	1 公共施設の管理運営方法の見直し	29～30	
	2 田富よし原処理センターの見直し		
7 事務事業の改革	1 行政評価制度の推進	30	
2 行政運営の効率化 【市役所改革】	1 組織機構の見直し	1 分庁方式の見直し	31
		2 時代に即応した組織機構の構築	
	2 人材育成の推進	1 人材育成と職員の意識改革	32～33
		2 人事評価制度の構築	
		3 他団体との人事交流	
3 職場内の意見交換場の充実	1 職員間の意見交換場の充実	33～34	
	2 市長と職員との意見交換場の充実		
4 全職員による改革改善の推進	1 職員提案制度の活性化	34～35	
	2 改革改善に対する全職員への周知		
5 事務処理の簡素効率化	1 窓口業務のマニュアル見直し	35～36	
	2 行政内部での情報の共有		
3 健全で持続可能な財政運営 【財政改革】	1 財政運営の健全化	1 財政運営の透明化	37～38
		2 市債発行の抑制	
		3 財政調整基金の安定確保	
		4 行政運営に係る経費節減	
	2 人件費の抑制	1 特別職の報酬見直し	39～40
		2 定員適正化計画による職員数の抑制	
		3 時間外勤務の縮減	
		4 臨時職員・嘱託職員の任用等の見直し	
	3 公共投資の重点化	1 重点投資による事業の効率的な整備	41～42
		2 建設コストの縮減	
		3 入札・契約制度の見直し	
	4 市単独補助金の見直し	1 補助金の見直しに係る外部評価の導入	42
	5 市税等収納率の向上	1 収納率の向上(市税)	43～46
2 収納率の向上(国民健康保険税)			
3 収納率の向上(介護保険料)			
4 収納率の向上(後期高齢者医療保険料)			
5 収納率の向上(保育料)			
6 収納率の向上(市営住宅使用料)			
7 収納率の向上(学校給食費)			
8 債権管理の適正化			
6 受益者負担の定期的な見直し	1 使用料等の見直し	47～48	
	2 保育料の見直し		
	3 給食費の見直し		
7 広告収入等の確保	1 ホームページや封筒等への有料広告掲載	48	
8 市有財産の有効活用	1 市有財産の有効利活用の推進	49～50	
	2 市有財産の積極的な販売		
	3 ビジネスパーク等への企業誘致		
4 地方公営企業の健全化 【地方公営企業改革】	1 安定した料金収入の確保	1 水道料金の見直し(上水道・簡易水道)	51～52
		2 下水道使用料の見直し(公共下水道・農業集落排水)	
		3 水洗化率の向上による財源確保(公共下水道)	
	2 収納率の向上	1 収納率の向上(上水道料金)	52～54
2 収納率の向上(簡易水道料金)			
3 収納率の向上(下水道使用料)			
4 収納率の向上(農業集落排水使用料)			


管理番号	1-1-1	担当部署	政策秘書課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	市民と行政の役割分担の確立	
実施項目	協働のまちづくりの明確化					
現状と課題	地方分権の進展や少子高齢化など社会情勢の変化に加え、市民の価値観が多様化している中で、事業実施や各種計画づくりなどに、市民や団体などと行政が連携・協力しながら、まちづくりを進める必要がある。					
取り組み内容	市民と行政との連携・協力を推進するため、市民と行政がそれぞれの責任と役割を分担し、協働のまちづくりを進めて行くために、基本的な考え方や方向性を示す指針を策定する。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基本的な考え方や方向性を示した指針により、協働のまちづくりを推進する。						
数値目標	数値化することができない					


管理番号	1-1-2	担当部署	政策秘書課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	市民と行政の役割分担の確立	
実施項目	市民活動への支援					
現状と課題	市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、市民団体が、市民意識や地域の実情に即して自主的、自発的に行う公益的活動を行う際、その活動費用への支援するための制度が必要である。					
取り組み内容	市民活動に対し、市が補助金を交付するための制度として、公募型補助金制度を創設し市民活動への支援を行う。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公募型補助金制度を創設し、市民活動への支援を行う。						
数値目標	数値化することができない					


管理番号	1-1-3	担当部署	危機管理室			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	市民と行政の役割分担の確立	
実施項目	地域の自主防災組織の育成・充実					
現状と課題	現在、自主防災会が行う防災訓練は年1回開催される市の総合防災訓練に参加しているのが実情で、有事に備え自主防災会が自発的に行っている地域はごくわずかである。そのため、市民の防災意識を高めるための啓発と地域に即した実践的な訓練内容の工夫が必要である。					
取り組み内容	地域の自主防災組織の育成・充実を目指し、組織の核となる自主防災会長等に講習会や実践的な訓練に参加してもらい、これらの組織の日常訓練の実施を促していく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自主的に防災訓練を実施するような危機意識の高い自主防災会の育成を行う。						
数値目標	数値化することができない					

管理番号	1-2-1	担当部署	政策秘書課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	市民との情報共有	
実施項目	タウンミーティングの実施					
現状と課題	現在、市民の声を聴く場は、「市民と市長の対話室」や「市長への手紙」などがある。しかし、年々それぞれの件数は減ってきているので、市民の声を取り入れる新たな事業展開が必要である。					
取り組み内容	直接、市民と意見交換を行う方法として、タウンミーティング(対話集会)を定期的を開催することにより、市民のニーズを把握し今後の行政運営の一助にしていく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
毎年継続してタウンミーティングを開催する。						
数値目標	タウンミーティングの開催回数	3回	3回	4回	4回	5回

管理番号	1-2-2	担当部署	政策秘書課 全 課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	市民との情報共有	
実施項目	ホームページ等による情報発信の充実					
現状と課題	定期的なお知らせや広報紙に掲載する記事をはじめ、緊急性や重要度が高い情報など、市民に有益な情報を発信しているが、今後さらなる積極的な活用が必要とされている。					
取り組み内容	訪問者の多いホームページにするため、有益な情報を多く発信するとともに、中央市職員の個性あるレポートで親しみやすい「やまなしのへそブログ」も掲載数を増やしていく。また、ホームページの即時性やページ制限の少ない利点を活かし充実した内容を発信していく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ホームページを訪問した件数を80万件以上にする。						
数値目標	ホームページ訪問者件数	70万件	72万件	75万件	78万件	80万件

管理番号	1-3-1	担当部署	政策秘書課 全 課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	市政への参画機会の充実	
実施項目	政策形成への市民参加					
現状と課題	平成20年5月からパブリックコメント制度を導入し、市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画等を策定する際に市民の意見等を聴取してきた。しかし、パブリックコメントの実施にあたり事前周知が不足しているケースが見受けられるので十分な周知を行う必要がある。					
取り組み内容	市の基本的な政策形成過程において、市民の市政への参画と公共性及び透明性を目指しパブリックコメントを積極的に実施する。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
政策立案等に際し、積極的にパブコメを実施するとともに市民への事前周知を十分にする。						
数値目標	数値化することができない					

管理番号	1-3-2	担当部署	政策秘書課 関係課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	市政への参画機会の充実	
実施項目	公募委員の登用					
現状と課題	市民目線の意見を市政に反映させ、市民と行政が協働で市政を運営していくことを目的として、現状市が所管する委員会・審議会等については、可能な限り委員改選時に公募委員の登用を検討し実施している。今後も引き続き積極的な公募委員の登用を実施するとともに、現状公募委員の登用を実施していない委員会・審議会等においても実施の可否を見極めながら、推進をしていく必要がある。					
取り組み内容	市が所管する委員会・審議会等の委員構成について、改選時に公募委員の積極的な登用を行い、広く市民意見を取り入れ、市民と行政が協働で運営する市政を目指す。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公募を実施した委員会・審議会等の委員総数に占める公募委員の登用率を20%以上にする。						
数値目標	公募委員の登用率	20%	20%	20%	20%	20%

管理番号	1-3-3	担当部署	政策秘書課 関係課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	市政への参画機会の充実	
実施項目	女性委員の登用					
現状と課題	市政への参画機会を充実させるため、第1次行政改革大綱において、平成24年度までに市が所管する委員会・審議会等の女性委員の登用率を30%としたが、各年度の実績数値は25%前後と達成には至っていない。 委員会・審議会等の委員には充て職が多く、そこへ選出される委員は男性が多い。					
取り組み内容	委員会・審議会等の公募の枠を増やし、充て職については、各種団体等からの委員を選出する際、できる限り女性の推薦を依頼する。 関係各課に対し、委員改選年次に女性委員の登用を図る旨を働きかける。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委員会・審議会等の委員総数に占める女性委員の登用率を30%以上にする。						
数値目標	女性委員の登用率	30%	30%	30%	30%	30%

管理番号	1-4-1	担当部署	関係課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	窓口サービスの向上	
実施項目	窓口業務時間の延長					
現状と課題	毎年12月の滞納整理月間の際に、納税や相談等を行えるよう、夜間及び休日に税務窓口を開設している。また、業務時間外でも特定の証明書等の発行は行えるよう自動交付機を導入している。しかし、その他の窓口について業務時間の延長は実施しておらず、平日の業務時間内には市役所へ来庁できない等の理由により市民から業務時間の延長が求められている。					
取り組み内容	現状の窓口業務時間に対して、フレックスタイム等の変形労働時間制度の導入を検討し、費用対効果等を考慮しつつ、窓口業務時間の延長を試行的に行い、利用状況などを検証したうえで窓口業務時間の延長を本格実施する。					
期間内の最終目標	実施予定年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用状況などを検証したうえで窓口業務時間の延長を本格実施する。		調査・検討	試行又は一部実施			実施
数値目標	数値化することができない					

管理番号	1-4-2	担当部署	政策秘書課 全 課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	窓口サービスの向上	
実施項目	各窓口における対面サービスの向上					
現状と課題	平成22年度から毎年2週間の期間で「窓口サービスアンケート」を行っている。アンケート結果から窓口サービスに対する満足度は年々上昇しているが、市民と行政をつなぐ一番身近な業務であることから、今後さらなる窓口対面サービスの向上が必要とされている。					
取り組み内容	各庁舎で、窓口サービスに対する満足度を定期的・継続的に調査分析することで、窓口における対面サービスの質的向上を目指していく。					
期間内の最終目標	実施予定年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
窓口サービスに対する満足度を95%以上にする。また、自由回答での指摘は改善を行う。		実施				
数値目標	窓口サービスに対する満足度	95%	95%	95%	95%	95%

管理番号	1-5-1	担当部署	総務課 関係課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	電子自治体の推進	
実施項目	電子申請・届出システムの拡充					
現状と課題	現在山梨県内市町村の共同事業である「やまなしくらしねっと」を利用し43種類の電子申請が可能であるが、市民への普及・定着が図られず利用件数が少ない。					
取り組み内容	新たに導入できる手続きがないか検討し、住民の利便性の向上を図る。また、より多くの市民に周知するため、市のホームページや広報紙に情報を掲載し利用件数の増加につなげる。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
山梨県市町村電子申請受付共同システムを利用し、電子申請が行われた件数を120件以上にする。						
数値目標	システム利用件数	100件	100件	100件	120件	120件

管理番号	1-5-2	担当部署	危機管理室 全 課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	電子自治体の推進	
実施項目	防災・防犯情報の提供					
現状と課題	市民に防災・防犯情報を正確かつ迅速に伝えることは重要であり、防災無線やJ-ALERT(全国瞬時警報システム)を利用して必要に応じ情報を提供している。しかし、市外にいる方や聴覚等に障がいのある方に対しては情報が伝わりにくい状況のため、防災無線の補助として電子メール等による防災・防犯情報の一斉配信サービスを平成24年度に導入した。					
取り組み内容	現在、防災無線の補助として電子メール等による防災・防犯情報の一斉配信サービスを提供しているが、市民に必要な情報が迅速かつ正確に伝わるよう、関係機関の協力を得る中で情報内容について検討し市民視点での行政サービスを提供していく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市民に必要な情報が迅速かつ正確に伝わるよう行政サービスを提供する。						
数値目標	数値化することができない					

管理番号	1-5-3	担当部署	総務課 関係課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	電子自治体の推進	
実施項目	統合型地図情報システムの拡充					
現状と課題	現在、各課で所有している電子データ化した地図は連携されていないため、更新業務等において重複作業による余計な経費が発生している。また、目的に応じた地図データの分析等が行えないために業務の正確さや迅速さが求められている。					
取り組み内容	関係部署との調整を図りながら、庁内LANを利用し、共有できる地図データを共用空間データとして一元的に整備・管理し、各部署で活用できる庁内横断的なシステムとして構築する。また、地図の電子データ化と連携により、相互利用の促進と利用分野の拡充を目指していく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
統合型地図情報システムを構築する。						
数値 目標	数値化することができない					

管理番号	1-6-1	担当部署	政策秘書課 関係課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	公共施設の運営	
実施項目	公共施設の管理運営方法の見直し					
現状と課題	市が所有する施設について、現在5施設を対象に指定管理者制度を導入している。それ以外の施設においても、市民サービス向上と充実の観点から、引き続き指定管理者制度の導入及び施設の民営化、民間委託等の可能性を検討する必要がある。					
取り組み内容	より市民が利用しやすい施設にするために、公共施設の管理運営方法の見直しを実施するとともに、指定管理者制度を導入している施設を利用する方の満足度を向上させる。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公共施設の管理運営方法の見直しを実施するとともに、指定管理者制度導入施設に対する満足度を85%以上にする。						
数値 目標	指定管理者制度導入施設に対する満足度	85%	85%	85%	85%	85%

管理番号	1-6-2	担当部署	下水道課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	公共施設の運営	
実施項目	田富よし原処理センターの見直し					
現状と課題	田富よし原処理センターに関係する污水处理施設は市が所有・維持管理している。また、流入する下水道管渠、マンホール、ポンプ等は企業が所有・維持管理するという特殊な形態で運営されているが、地域インフラの安全性の確保、下水道施設の安定した維持管理の両面から、市が一括管理することが望ましい。					
取り組み内容	市への下水道管渠等の移管に向けての最大懸案事項である不明水の原因が解明されたことから、これらのデータを基に、早急に修繕計画を策定し、修繕範囲、費用算定及びその負担割合の協議を重ね、平成26年度中の移管を目指す。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
平成26年度中に田富よし原処理センターに関係する全ての施設を市が一括管理し、地域インフラの安全性を確保する。		調査・検討		実 施		
数値 目標	数値化することができない					


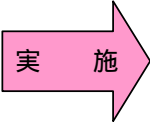

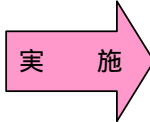

管理番号	1-7-1	担当部署	政策秘書課			
大項目	市民視点の行政サービスの向上			中項目	事務事業の改革	
実施項目	行政評価制度の推進					
現状と課題	平成23年度から本格的に行政評価制度(事務事業評価)を導入し、事務事業の整理統合等や職員の仕事に対する考え方の改革を進めているが、現在の評価手法は市役所内部によるものであり、今後市民と一体となった行政改革が求められているため、現行の評価手法の拡大を行う必要がある。					
取り組み内容	現在、行政内部のみの評価手法で行政評価(事務事業評価)を行っているが、行政内部にとどまらず、多角的な視点による評価を取り入れて行くために、市民等の外部による評価手法を導入する。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
平成28年度から市民等の外部による評価手法を導入する。		調査・検討		試行又は 一部実施	実 施	
数値 目標	数値化することができない					


管理番号	2-1-1	担当部署	政策秘書課			
大項目	行政運営の効率化			中項目	組織機構の見直し	
実施項目	分庁方式の見直し					
現状と課題	平成23年12月、「中央市庁舎に関する市民検討委員会」から市長に対し、既存の庁舎を増改築することを前提とした「1本庁舎2支所体制を構築すべきである」との方向で意見の一致を見た。」と答申がされ、平成24年度は、庁舎整備に関する基本構想策定のための基礎調査を実施したが、庁舎統合への市民意識の醸成、位置、財源、組織機構、スケジュール他検討課題は多い。					
取り組み内容	平成31年度の供用開始を想定し、平成25年度は基本構想策定、平成26年度以降に本庁舎位置の決定と基本計画の策定、平成28年度までに基本設計及び実施設計を終え、平成29年度から平成30年度にかけての建設工事に着手する。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1本庁舎2支所体制の構築に向けた、本庁舎増改築工事を着工する。		調査・検討				実施
数値目標	数値化することはできない					


管理番号	2-1-2	担当部署	総務課			
大項目	行政運営の効率化			中項目	組織機構の見直し	
実施項目	時代に即応した組織機構の構築					
現状と課題	平成24年度から総務部に危機管理室を新設し、市民部収納課を税務課に統合した。また、玉穂支所及び豊富支所の教育担当を廃止し、その事務を教育委員会に一元化するなど組織の見直しを行った。今後さらに、簡素で効率的な市民に分かりやすい組織体制の構築を図る必要がある。					
取り組み内容	地域主権の推進に対応し、最小の経費で最大の効果を挙げるため、簡素で効率的な組織機構の編成を目指す。また、意思決定の迅速化を図るため、組織のフラット化、部制の廃止、リーダー制のあり方について見直しを行い、より効果的・効率的な市民サービスの提供を目指す。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
部制を廃止する。また、担当制の見直しを行う。		調査・検討	実施			
数値目標	数値化することはできない					


管理番号	2-2-1	担当部署	総務課			
大項目	行政運営の効率化			中項目	人材育成の推進	
実施項目	人材育成と職員の意識改革					
現状と課題	平成20年4月に人材育成基本方針を策定し、この基本方針に基づき、職員研修を中心に職員の育成を実施している。今後、さらなる職員の育成を行うため、人事評価制度と研修制度を連携させて、職員を育てる人事管理のあり方を検討する必要がある。					
取り組み内容	人材育成基本方針の見直しを行い、併せて実施計画を策定し、より具体的な方法で職員の育成に取り組む。また、職員研修計画についても見直しを行い、積極的に研修に参加できる体制づくりを構築し、職員一人一人のスキルアップを図ることにより、地域固有の政策課題や多様化する市民ニーズに対応できる、自ら考え行動する職員の育成を行っていく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人材育成基本方針を見直し、新たな職員研修計画を策定する。また、計画的に職員を研修会等へ参加させる。		調査・検討		試行又は一部実施		実施
数値目標	数値化することはできない					


管理番号	2-2-2	担当部署	総務課			
大項目	行政運営の効率化			中項目	人材育成の推進	
実施項目	人事評価制度の構築					
現状と課題	平成23年度から管理職以上の職員、平成24年度から監督職以上の職員へと対象職員を拡大して試行導入している。今後、さらに対象職員を拡大して全職員を対象に試行し、制度の問題点等を洗い出し、修正することにより、公平公正な制度を構築する必要がある。					
取り組み内容	全職員を対象に本格導入できるように、試行を重ねるとともに、問題点等を洗い出し、人事評価制度検討委員会で制度の課題等を検討、修正し、職員が納得できる制度の構築と体制の整備を行っていく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
職員が納得できる制度の構築と体制の整備を行い、全職員を対象に人事評価制度を本格導入する。		試行又は一部実施			実施	
数値目標	数値化することはできない					


管理番号	2-2-3	担当部署	総務課			
大項目	行政運営の効率化			中項目	人材育成の推進	
実施項目	他団体との人事交流					
現状と課題	平成22年度及び平成23年度に山梨県と人事交流を行い、平成23年度に県内の他市と人事交流を行った。今後も、地方分権の進展や市民ニーズに対応するため、職員研修の一環として他の地方公共団体や民間企業との人事交流を進める必要がある。					
取り組み内容	他の地方公共団体や民間企業と交流することにより、それぞれその団体の経営感覚等を学び、その知識を行政運営に活かすことが重要になることから、2年に1度程度、民間企業等も含め交流先等を検討しながら人事交流を実施していく。					
期間内の最終目標	実施予定年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
民間企業等を含め2年に1度程度人事交流を実施する。						
数値目標	数値化することはできない					


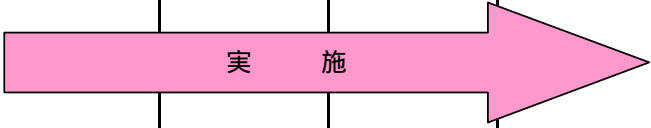
管理番号	2-3-1	担当部署	全 課			
大項目	行政運営の効率化			中項目	職場内の意見交換場の充実	
実施項目	職員間の意見交換場の充実					
現状と課題	現在、朝礼や定例会等を通じて職員間の意見交換を実施している。意見交換の機会の充実に図りながら、部課の枠にとらわれることなく、横の連携を密にすることが行政運営において必要である。					
取り組み内容	課内はもちろん、部課の枠を越えて個々の意見を汲み取ることのできる、風通しの良い意見交換場を充実させる。					
期間内の最終目標	実施予定年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
職員間で気軽に意見が言い合える、風通しの良い意見交換場を充実させる。						
数値目標	数値化することができない					

管理番号	2-3-2	担当部署	政策秘書課			
大項目	行政運営の効率化			中項目	職場内の意見交換場の充実	
実施項目	市長と職員との意見交換場の充実					
現状と課題	職員の政策提言や提案の促進、さらには職員のやる気、チャレンジ精神の促進を目指し、平成19年度から市長と職員との対話室(意見交換場)を開催している。実施から5年が経過し、市長と職員間の交流が良好になってきている。					
取り組み内容	市長や職員が互いに意見を話し合える、風通しの良い意見交換場を充実させ、今後は特に新採用職員に重点を置き継続していく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新採用職員に重点を置いた意見交換場を継続させる。						
数値目標	数値化することはできない					

管理番号	2-4-1	担当部署	政策秘書課 全 課			
大項目	行政運営の効率化			中項目	全職員による改革改善の推進	
実施項目	職員提案制度の活性化					
現状と課題	職員の積極的な勤労意欲の高揚と事務能率及び行政サービス向上を図ることを目的に、平成20年度から実施しているが、提案数が少ない現状である。また、制度に関する職員アンケートを実施した結果、制度の内容や審査方法に課題があることが確認されている。					
取り組み内容	制度の内容及び審査方法の見直しを行いながら、職員がより提案しやすい環境を構築し、職員提案制度の活性化を目指す。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
職員が積極的に提案できる環境を構築し、提案件数を増やす。						
数値目標	職員提案件数	12件	18件	18件	24件	24件


管理番号	2-4-2	担当部署	政策秘書課 全 課			
大項目	行政運営の効率化			中項目	全職員による改革改善の推進	
実施項目	改革改善に対する全職員への周知					
現状と課題	行政運営をしていくうえで決定された改善改革については、随時幹部・管理職を通して全職員へ周知している。引き続き改善内容が全職員に行き渡るよう周知をする中で、職員自身が中央市職員の一員であるという一体感を持ちながら、全庁的に取り組みを行っていくことが重要である。					
取り組み内容	改革内容及び改善内容を全職員に周知し、情報を共有しながら、職員が一体となって改善の取り組みを継続して実施する。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全職員へ情報の周知を行い、職員が一体となり改善の取り組みを継続して実施する。						
数値目標	数値化することはできない					

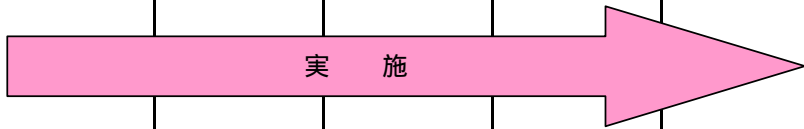
管理番号	2-5-1	担当部署	関係課			
大項目	行政運営の効率化			中項目	事務処理の簡素効率化	
実施項目	窓口業務のマニュアル見直し					
現状と課題	各課窓口業務におけるマニュアル等を課内打合せの際などに周知し、課員誰もが初期対応できるようにしている。また、夜間・休日に対応すべき業務についてもマニュアルとしてまとめ、宿日直者が適切に対応できるようにしている。担当者が不在でも迅速な対応をすることが市民サービス向上に繋がることから、引き続き職員間でマニュアルの共有をしていく必要がある。					
取り組み内容	各課窓口業務におけるマニュアルを課内で共有し、担当不在時でも課員で初期対応ができるよう引き続き連携を密にする。また、休日・夜間での緊急対応等についてもマニュアルを随時更新しながら、適切な対応ができるようにする。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
窓口業務マニュアルの随時更新及び職員間での共有を徹底する。						
数値目標	数値化することができない					

管理番号	2-5-2	担当部署	総務課 全 課			
大項目	行政運営の効率化			中項目	事務処理の簡素効率化	
実施項目	行政内部での情報の共有					
現状と課題	庁内LANを利用し情報共有できる仕組みがあるが、運用方法や利用方法について認識が統一されていない。共有フォルダの機能や利用方法について職員に周知し、活用することで事務処理を効率化する必要がある。					
取り組み内容	全庁的に利用価値が高い各種計画・統計情報・共通様式などを自らが簡単・確実・迅速に入手できる仕組みを構築し、職員の庁内LANに対する運用認識の統一をしながら、行政内部での情報の共有を行う。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
行政内部での情報を共有し、さらなる事務処理の簡素効率化を目指す。						
数値目標	数値化することができない					

管理番号	3-1-1	担当部署	財政課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	財政運営の健全化	
実施項目	財政運営の透明化					
現状と課題	これまで、公会計制度改革に伴う財務書類4表、健全化判断比率及び資金不足比率や、市の財産や借入金の状況等を表す財務関連資料などについて、市のホームページや広報紙により公表しているが、引き続き市民に分り易い内容となるよう心掛けて公表していく必要がある。					
取り組み内容	財政運営の透明化を確保するために、当初予算及び決算、財政事情、財政指標、財務書類4表及び連結財務4表について、市民に分り易いよう工夫しながら積極的に公表していく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市民に分り易い財政状況の公表を引き続き行っていく。						
数値目標	財政状況の公表回数	4回	4回	4回	4回	4回


管理番号	3-1-2	担当部署	財政課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	財政運営の健全化	
実施項目	市債発行の抑制					
現状と課題	合併特例債の発行や事業会計への地方債償還金に係る繰出し等により、実質公債費比率は平成21年度 15.6%、平成22年度 14.6%、平成23年度 14.2%と減少傾向であるが、引続き地方債の発行に際し許可が必要となる18.0%以上にならないように、今後とも地方債の発行を抑制しなければならない。					
取り組み内容	新市建設に向け有利な合併特例債を活用しつつ、過去の地方債の繰上償還等を実施しながら期間の最終年度の実質公債費比率が15.0%未満になるよう財政運営を行う。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
繰上償還等の実施を行い、実質公債費比率を15.0%未満にする。						
数値目標	実質公債費比率	15.0%未満	15.0%未満	15.0%未満	15.0%未満	15.0%未満


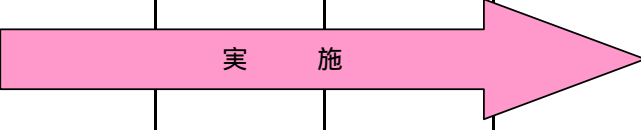
管理番号	3-1-3	担当部署	財政課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	財政運営の健全化	
実施項目	財政調整基金の安定確保					
現状と課題	今後の複雑かつ多様化した行政需要に対応するため、各種基金への積み立てを積極的に行い、取り崩しは極力抑制していく必要がある。特に年度間の財政の不均衡を調整する財政調整基金の積み立てが重要である。					
取り組み内容	将来にわたって健全かつ安定的な財政運営を行うために、年度間の財政の不均衡を調整する財政調整基金の安定確保を目指す。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合併による財政支援措置である普通交付税への算定替えが終わる平成27年度までに、毎年1億円を財政調整基金に積み立てる。						
数値目標	財政調整基金への積立金	1億円	1億円	1億円		


管理番号	3-1-4	担当部署	全 課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	財政運営の健全化	
実施項目	行政運営に係る経費節減					
現状と課題	行政運営に係る内部管理経費については、「中央市経費節減対策マニュアル」に基づき、職員一体となり取り組みを行っているが、東日本大震災以降の電力不足や電気料金の高騰などにより、さらなる経費の節減が必要とされている。					
取り組み内容	「中央市経費節減対策マニュアル」に基づく取り組みは勿論のこと、照明の減灯や電気機器の不使用时の電源off、冷暖房の調整など、職員一人ひとりが意識を持って節減に取り組みことにより限られた財源や資源を最大限に活用する。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
平成22年度の3庁舎における電気使用量を基準として、20%の削減を行う。						
数値目標	3庁舎における電気使用量削減率	20%	20%	20%	20%	20%


管理番号	3-2-1	担当部署	総務課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	人件費の抑制	
実施項目	特別職の報酬見直し					
現状と課題	平成19年度において報酬等の見直しを行い、その後は随時検討を行ってきたが、報酬額は据え置きとなっている。今後、厳しい財政状況下であることに鑑み、再度見直す必要がある。					
取り組み内容	他の地方公共団体等の報酬額を調査するとともに、特別職報酬等審議会を開催し、その都度社会情勢に見合った報酬額に見直しを行っていく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特別職の報酬額等の見直しを3年に1回行う。		実 施	調査・検討	実 施	調査・検討	
数値目標	数値化することはできない					

管理番号	3-2-2	担当部署	総務課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	人件費の抑制	
実施項目	定員適正化計画による職員数の抑制					
現状と課題	平成23年3月に定員適正化計画を策定し、その計画に基づき、職員数の削減を実施している。今後も、効率的な職員配置に努めるとともに、地域主権改革に伴う事務量の増大や多様化する市民ニーズに適切に対応するために、必要かつ適正な職員数を検討していく必要がある。					
取り組み内容	適正な職員数を把握するため、地域主権に伴う各課の事務量や、事務事業の見直しを行った後の事務量の検証等を実施し、人件費を抑制することを前提に必要なに応じて定員適正化計画の見直しを行っていく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
定員適正化計画による職員数を抑制し、必要に応じて定員適正化計画を見直す。					調査・検討	実 施
数値目標	当該年度おける全職員数	249人	247人	246人	244人	244人

管理番号	3-2-3	担当部署	総務課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	人件費の抑制	
実施項目	時間外勤務の縮減					
現状と課題	平成23年度に時間外勤務縮減対策を策定し、現在まで時間外勤務の抑制に取り組んでいる。今後、さらに財政状況が厳しくなる状況下であり、時間外勤務手当を抑制し、人件費の縮減をする必要がある。					
取り組み内容	時間外勤務の常態化に起因する公務能率の低下や職員の過重労働による健康被害の発生を防止するため、年度ごとの時間外勤務縮減対策を策定し、人件費の抑制に取り組む。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年度ごとの時間外勤務縮減対策を策定し、時間外勤務手当の縮減を行う。						
数値目標	時間外勤務手当の縮減額	5年間で500万円				


管理番号	3-2-4	担当部署	総務課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	人件費の抑制	
実施項目	臨時職員・嘱託職員の任用等の見直し					
現状と課題	臨時職員については、臨時職員取扱要綱に基づき任用している。また、嘱託職員についても、合併時に決定した基準で任用している。今後、正職員数の状況も踏まえて臨時・嘱託職員の任用方法等を見直していく必要がある。					
取り組み内容	臨時・嘱託職員の任用について、地方公務員法や労働基準法等を踏まえて要綱等の整備を行うとともに、年度ごとの適正な職員数について、正職員数や配置を見直す中で決定し、計画的に削減を行っていく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
臨時・嘱託職員の任用について見直しを行い、計画的に臨時職員数の削減を行う。						
数値目標	臨時職員の削減による効果額	5年間で1,000万円				


管理番号	3-3-1	担当部署	建設課 関係課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	公共投資の重点化	
実施項目	重点投資による事業の効率的な整備					
現状と課題	市内における土木工事等の工事内容(発注時期、施工箇所、地下埋設物など)について、庁内関係部署において協議調整を行い、複数工事による二重投資を招かないよう公共投資の重点化を行っている。					
取り組み内容	土木工事等の二重投資を招かないよう庁内関係部署での協議調整は勿論のこと、引き続き公共投資の重点化を進めていく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
二重投資を招かないよう、庁内関係部署との協議調整を行い公共投資の重点化を進める。						
数値目標	数値化することはできない					


管理番号	3-3-2	担当部署	建設課 関係課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	公共投資の重点化	
実施項目	建設コストの縮減					
現状と課題	統一した指針である「中央市公共工事コスト縮減行動計画」に基づき、関係部署において建設コストの縮減に向けて取り組みを行っているが、依然として厳しい財政状況の下で、さらなるコストの縮減への取り組みが必要とされている。					
取り組み内容	「中央市公共工事コスト縮減行動計画」に基づいた、関係部署による実施状況の検証やコスト縮減の実績について評価するとともに、他自治体の動向も見ながら建設コストの着実な縮減に取り組んでいく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
行動計画における実施状況の評価・検証を行い、建設コストの縮減に取り組んでいく。						
数値目標	数値化することはできない					


管理番号	3-3-3	担当部署	管財課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	公共投資の重点化	
実施項目	入札・契約制度の見直し					
現状と課題	一般競争入札は、試行期間(5年間)を経て平成24年度に実施要領を定め本格実施している。また、工事成績評定も既に導入済みで入札・契約制度の見直しを行った。 今後、さらなる公共工事の品質の確保及び総合的なコストの縮減を図るため、総合評価方式の拡大に努めるなど改善していく必要がある。					
取り組み内容	入札・契約制度については、県内外市町村の動向を注視しながら必要に応じて見直しを行う。また、総合評価方式の件数を毎年、段階的に増やしていき、コストの縮減等の調査や検証を行い拡大していく。					
期間内の最終目標	実施予定年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
必要に応じて入札・契約制度の見直しを行う。また、工事全体件数に対する総合評価方式の割合10%以上にする。						
数値目標	工事全体件数に対する総合評価方式の割合	5%	5%	5%	7%	10%


管理番号	3-4-1	担当部署	政策秘書課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	市単独補助金の見直し	
実施項目	補助金の見直しに係る外部評価の導入					
現状と課題	市単独の補助金については「中央市補助金等の見直しに関する指針」に基づき、見直しを実施してきた。今後は、各補助金がその時々の実情と照らし合わせる中で、支出に見合うものであるかを随時審査・判断をしながら、補助金の適正化を図っていく必要がある。					
取り組み内容	「中央市補助金等の見直しに関する指針」に基づき、補助金の適正化を図るとともに、補助金のあり方について、内部の審査だけではなく、外部の視点から意見・提言を受け、透明性を確保することを目的とした外部審査を導入する。					
期間内の最終目標	実施予定年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
補助金の適性化及び透明性を確保のために、外部審査を導入する。						
数値目標	数値化することができない					


管理番号	3-5-1	担当部署	税務課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	市税等収納率の向上	
実施項目	収納率の向上(市税)					
現状と課題	現在、滞納者の現状把握と積極的な滞納処分を実施し、悪質な滞納者については、法律に基づき財産の差押えなど、強制的な徴収手続きを実施している。 厳しい経済情勢に伴い市税徴収の困難度は年々増しており、今後も収納率の向上に向けた取り組みが必要である。					
取り組み内容	新たな滞納者を増やさないう、滞納整理強化月間を定め現年分・期ごとの電話催告や臨戸訪問などを実施し徴収の強化を行う。また、過年度分については、悪質な滞納者に対し強制的に給与、不動産、自動車、預貯金等の財産を差押え、その財産を換価して滞納税額に充てる。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度分の収納率を98.3%以上にする。また、過年度分の収納率も16.6%以上にする。						
数値目標	収納率(現年度分 / 過年度分)	97.9% / 16.2%	98.0% / 16.3%	98.1% / 16.4%	98.2% / 16.5%	98.3% / 16.6%


管理番号	3-5-2	担当部署	保険課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	市税等収納率の向上	
実施項目	収納率の向上(国民健康保険税)					
現状と課題	長引く景気の低迷による失業者・低所得者の増加や医療技術の高度化・高齢化の進行等に伴い医療費が年々増加したため国保財政が逼迫し平成22年度に国保税率を改正した。 また、歳入の根幹である保険税を確保することが喫緊の課題であることから、今後も収納率の向上に向けた取り組みが必要である。					
取り組み内容	電話催告は勿論のこと、電話催告において折衝等ができない加入者については、班体制による個別臨戸訪問を実施し徴収確保に努める。特に、現年分の未納額が累積しないよう収納対策を強化し収納率を向上させる。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度分の収納率を92.7%以上にする。また、過年度分の収納率も10.9%以上にする。						
数値目標	収納率(現年度分 / 過年度分)	92.3% / 10.5%	92.4% / 10.6%	92.5% / 10.7%	92.6% / 10.8%	92.7% / 10.9%

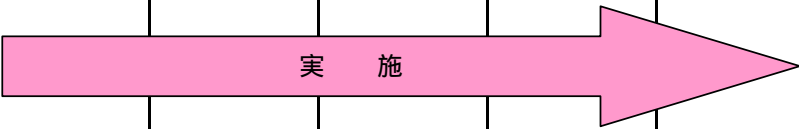
管理番号	3-5-3	担当部署	高齢介護課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	市税等収納率の向上	
実施項目	収納率の向上(介護保険料)					
現状と課題	高齢者人口は年々増加し、介護認定者数についても同様な状況であり、介護保険給付費の大幅な増加が予想されることから、平成24年度に介護保険料を改定している。 なお、滞納者については、市からの納付書による普通徴収の者が大半を占めている状況である。					
取り組み内容	関係課と連携を密に行い、督促状の発送や電話による催告強化を実施するほか、一括で納められない方への対応として、分納による納付方法(分納誓約書)等をわかりやすく説明した書類を送付することで収納率を向上させる。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度分の収納率を99.3%以上にする。また、過年度分の収納率も16.0%以上にする。						
数値目標	収納率(現年度分 / 過年度分)	98.9% / 15.6%	99.0% / 15.7%	99.1% / 15.8%	99.2% / 15.9%	99.3% / 16.0%


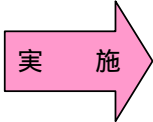
管理番号	3-5-4	担当部署	保険課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	市税等収納率の向上	
実施項目	収納率の向上(後期高齢者医療保険料)					
現状と課題	後期高齢者医療保険料の収納率は、平成23年度の現年度分が99.6%となっており100%に近い数値であるが、過年度分は21.0%と低い状況となっている。 また、滞納者については、市からの納付書による普通徴収の方が大半を占める状況となっている。					
取り組み内容	関係課と連携を密に行い、口座振替の奨励や督促状の発送、電話による催告、及び臨戸訪問を随時実施して、未納額が累積しないよう早期に現年度分の収納確保に努め、併せて居所不明者等の調査を行うことで収納率を向上させる。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度分の収納率を99.7%以上にする。また、過年度分の収納率も32.5%以上にする。						
数値目標	収納率(現年度分 / 過年度分)	99.6% / 30.5%	99.6% / 31.0%	99.7% / 31.5%	99.7% / 32.0%	99.7% / 32.5%

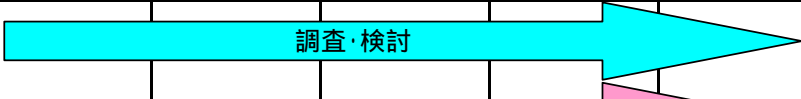

管理番号	3-5-5	担当部署	子育て支援課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	市税等収納率の向上	
実施項目	収納率の向上(保育料)					
現状と課題	児童福祉法に基づき児童養護の理念から、滞納者の児童においても保育を実施しなければならず、保育サービスに対する保護者負担の不公平を招くため、保育料の収納率の向上に努める必要がある。					
取り組み内容	保育園と連携しながら新規滞納者を増やさないよう、口座振替不能通知及び督促状の送付や電話による確認催告を行う。また、一括納付が難しい滞納者については、個別納付相談を行い分納誓約を取り交わすことで収納率を向上させる。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度分の収納率を99.3%以上にする。また、過年度分の収納率も12.0%以上にする。						
数値目標	収納率(現年度分 / 過年度分)	99.1% / 10.0%	99.2% / 10.5%	99.2% / 11.0%	99.3% / 11.5%	99.3% / 12.0%

管理番号	3-5-6	担当部署	建設課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	市税等収納率の向上	
実施項目	収納率の向上(市営住宅使用料)					
現状と課題	市営住宅使用料の収納率は、現年度分が平成21年度93.6%であったが、平成23年度は88.3%となり90%台を割り込んでいる。また、過年度分についても平成21年度10.1%であったが、平成23年度7.2%となっており10%台を割り込み、現年・過年度分の収納率は低下している状況となっている。					
取り組み内容	現年度分の収納を強化し、電話や訪問等により早期の収納ができるよう取り組んでいく。また、過年度分についても、長期滞納者や悪質なケースについては法的手続き等により明け渡しを請求していき収納率を向上させる。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度分の収納率を95.0%以上にする。また、過年度分の収納率も11.5%以上にする。						
数値目標	収納率(現年度分 / 過年度分)	93.0% / 9.5%	94.0% / 10.0%	94.0% / 10.5%	95.0% / 11.0%	95.0% / 11.5%

管理番号	3-5-7	担当部署	教育総務課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	市税等収納率の向上	
実施項目	収納率の向上(学校給食費)					
現状と課題	学校給食費の収納率は、平成23年度の現年度分が99.4%となっており100%に近い数値であるが、過年度分は14.2%と低い状況となっている。					
取り組み内容	滞納者については、電話や訪問かつ催告書の発送により納付を促していく。また、小・中学校と協力しながら督促状及び口座振替不能通知書の配布や学校が行う個別面談後の折衝により、現実的な分納計画を考え、履行するよう指導を行い収納率の向上に向けて取り組んでいく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度分の収納率を99.7%以上にする。また、過年度分の収納率も15.3%以上にする。						
数値目標	収納率(現年度分 / 過年度分)	99.5% / 14.5%	99.5% / 14.7%	99.6% / 14.9%	99.6% / 15.1%	99.7% / 15.3%

管理番号	3-5-8	担当部署	税務課 関係課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	市税等収納率の向上	
実施項目	債権管理の適正化					
現状と課題	債権管理条例(平成25年度施行予定)に基づき、債権の適正な管理・回収・整理を行わなくてはならない。					
取り組み内容	関係課との連携は重要であることから、債権管理検討委員会を継続して開催し、債権に係る管理・回収・整理のスキルアップに向けた研修を行い、債権管理の適正化を目指す。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
債権管理等に係るスキルアップに向けた研修を行い、債権管理の適正化を目指す。						
数値目標	数値化することができない					

管理番号	3-6-1	担当部署	管財課 関係課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	受益者負担の定期的な見直し	
実施項目	使用料等の見直し					
現状と課題	合併後から旧町村時代の使用料及び減免・免除規定を採用してきたが、平成24年度より統一された規定による新料金及び減免・免除規定を適用することとした。 今後は、定期的な検証と再検討を行うことが必要である。					
取り組み内容	原則として5年ごとに、使用料及び減免・免除規定の見直しを行い、受益者負担の公平性を確保する。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
平成28年度までに料金についての検証及び検討を行い、必要に応じ平成29年度に料金改定を行う。		調査・検討 				実施 
数値目標	数値化することが出来ない					

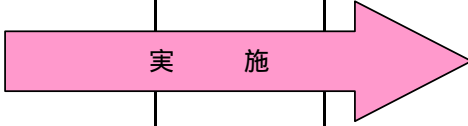
管理番号	3-6-2	担当部署	子育て支援課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	受益者負担の定期的な見直し	
実施項目	保育料の見直し					
現状と課題	平成22年度に保育料に対する国の保育所徴収基準が改正されたことにより、これに合わせ市の基準についても改正を行った。 また、保育料については定期的に調査検討を行っているが、改定に至らず現行の保育料となっている。					
取り組み内容	国や他市町村の動向を踏まえながら、保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方について、定期的に見直しを行い必要に応じて保育料の改定を行う。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育料を定期的に見直し、必要に応じて改定を行う。		調査・検討 				実施 
数値目標	数値化することが出来ない					

管理番号	3-6-3	担当部署	教育総務課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	受益者負担の定期的な見直し	
実施項目	給食費の見直し					
現状と課題	原油価格の高騰や食材費の高騰により、平成21年度に小学校は一食あたり11円～20円、中学校でも一食あたり20円の値上げとする給食費の改定を行った。					
取り組み内容	将来にわたって、安定的に安全安心でおいしい給食を提供できるよう、社会情勢等を勘案しながら定期的に給食費の見直しを行い必要に応じて改定を行う。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給食費を定期的に見直し、必要に応じて改定を行う。						
数値目標	数値化することが出来ない					

管理番号	3-7-1	担当部署	政策秘書課 関係課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	広告収入等の確保	
実施項目	ホームページや封筒等への有料広告掲載					
現状と課題	市のあらゆる資産を広告媒体として有効活用するため、平成20年度に中央市広告掲載要綱等を定めてホームページや封筒等への有料広告を掲載し財源確保の取り組みを行っている。					
取り組み内容	市ホームページへの掲載メリットをアピールし、常時掲載してもらえるようにしていく。また、封筒についても、定期的な募集、封筒サイズ、広告枠数等を検討し収入の確保に努める。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ホームページの広告枠に空きが生じないよう広告掲載方法などを見直し財源確保に努める。						
数値目標	ホームページ掲載枠充足率	100%	100%	100%	100%	100%


管理番号	3-8-1	担当部署	管財課 関係課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	市有財産の有効活用	
実施項目	市有財産の有効利活用の推進					
現状と課題	市有財産(施設)は市民の貴重な財産であり、市民サービスの向上や行政目的の実現など、市の貴重な経営資源として有効活用しなくてはならない。しかしながら、老朽化している施設もあり修繕等管理費用が増大している。類似する施設の統廃合の検討も行っているが、庁舎整備に関連し本庁舎の位置が決定されていないため、各施設の統廃合の方向性は示されていない。					
取り組み内容	類似施設の統廃合については、本庁舎の位置が決定する平成26年度以降に実施に向け検討を進める。また、不要となった施設については、新たな活用方法を示し市有財産の有効活用を推進していく。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
類似施設の統廃合を進め、市有財産を有効活用する。		調査・検討		実 施		
数値 目標	数値化することが出来ない					


管理番号	3-8-2	担当部署	管財課				
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	市有財産の有効活用		
実施項目	市有財産の積極的な販売						
現状と課題	市有財産(土地)のうち、分譲住宅地である「医大南部区画整理地内の市有地」23区画、「神明団地内の分譲地」1区画、及び売却可能市有地として「旧稚蚕飼育所跡地」、「成島及び下河東地内の市有地」3区画の合計27件の販売用物件があり、完売に向けて様々な取り組みを行っているが完売となっていない。						
取り組み内容	定期的な現地販売相談会の開催や新聞広告、電車内広告等宣伝を行い、早期の完売を目指し取り組みを行う。 また、期間後半において、残物件が存在する場合は、販売価格の改定も視野に入れながら販売していく。						
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
売却が可能な市有地を完売させる。		調査・検討		実 施			
数値 目標	売却した市有地件数		5件	4件	10件	5件	3件


管理番号	3-8-3	担当部署	商工観光課			
大項目	健全で持続可能な財政運営			中項目	市有財産の有効活用	
実施項目	ビジネスパーク等への企業誘致					
現状と課題	市内における雇用促進や税収の確保といった視点から、山梨ビジネスパークや高部工業用地への企業誘致は必須であり、両工業用地に残る空き区画を解消する必要がある。					
取り組み内容	中央市産業立地事業費助成金制度や中央市山梨ビジネスパーク企業立地促進奨励金制度等、様々な制度を幅広くPRし積極的な誘致活動を行い早期に完売をする。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
平成25年度中に、高部工業用地に企業を誘致する。また、平成27年度までに山梨ビジネスパークにも企業を誘致する。						
数値目標	数値化することが出来ない					


管理番号	4-1-1	担当部署	水道課			
大項目	地方公営企業の健全化			中項目	安定した料金収入の確保	
実施項目	水道料金の見直し(上水道・簡易水道)					
現状と課題	水道料金の見直し(上水道・簡易水道)については、各地区の供給形態や経営状況等を勘案した結果、平成25年度から平成28年度までの料金算定期間で水道料金を改定することとなった。また、上水道料金(田富地区)の検針及び調定期間を毎月実施していたが隔月とすることとした。					
取り組み内容	平成25年4月から新しい料金体系となったが、今後においても水道事業としての財政状況を検討しつつ、効率的な水運用を行っていくためにも、必要に応じて平成29年度に水道料金を改定する。					
期間内の最終目標	実施予定年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
必要に応じて平成29年度に水道料金(上水道・簡易水道)を改定する。		実施			調査・検討	実施
数値目標	数値化することはできない					


管理番号	4-1-2	担当部署	下水道課			
大項目	地方公営企業の健全化			中項目	安定した料金収入の確保	
実施項目	下水道使用料の見直し(公共下水道・農業集落排水)					
現状と課題	公共下水道の使用料については、近隣の流域下水道の構成市町村と連携し協議検討したが、合併前から現在に至るまで改定は行っていない。 農業集落排水の使用料は、平成25年度から算出方法を定額制から、公共下水道が採用している水道の使用水量を基準とする従量制に変更し、公共下水道と同じ料金体系に統一した。					
取り組み内容	公共下水道の使用料は、流域下水道の構成市町村と協議検討を進めるとともに、中央市下水道審議会でも審議し必要に応じて改定する。また、農業集落排水の使用料についても同時期に審議し必要に応じて改定する。					
期間内の最終目標	実施予定年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
必要に応じて平成29年度に下水道使用料金(公共下水道・農業集落排水)を改定する。		実施			調査・検討	実施
数値目標	数値化することはできない					

管理番号	4-1-3	担当部署	下水道課			
大項目	地方公営企業の健全化			中項目	安定した料金収入の確保	
実施項目	水洗化率の向上による財源確保(公共下水道)					
現状と課題	多額の事業費を投入して下水道を整備しているが、利用可能な対象者が実際に接続、使用を開始しなければ下水道整備の本来の目的である生活環境の改善、公共水域の水質保全の推進を十分に図ることができない。また、使用開始による徴収料金は下水道施設の維持管理等の有効財源にもなるため、水洗化率の一層の向上が望まれる。					
取り組み内容	地区説明会の開催や広報紙等により水洗化の重要性や各種助成制度をPRし、下水道に早期接続してもらい水洗化率を向上させる。また、供用開始から1年以上経過した未接続の対象者に個別指導や推奨を実施する。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
水洗化率を90%以上にする。						
数値 目標	水洗化率	86%	87%	88%	89%	90%

管理番号	4-2-1	担当部署	水道課			
大項目	地方公営企業の健全化			中項目	収納率の向上	
実施項目	収納率の向上(上水道料金)					
現状と課題	上水道使用料については、現年はもとより過年度分の滞納者も多い現状となっていることから、平成22年度より専属の滞納整理員を配備した。 料金徴収にあたり料金担当と滞納整理員が連携をとり滞納額の減少に取り組んでいるが、昨今の経済状況の低迷、悪化等により、思うように収納率が上がらない状況である。					
取り組み内容	現年度分の収納を強化し、電話・訪問等により早期の納入を促していく。 また、長期滞納者については、分納計画により完納までの誓約書の提出を求め履行するよう指導し、特に悪質な滞納者には、給水停止を実施し、収納率を向上させる。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度分の収納率を90.2%以上にする。また、過年度分の収納率も72.0%以上にする。						
数値 目標	収納率(現年度分/過年度分)	89.3% / 71.3%	89.5% / 71.5%	89.8% / 71.6%	90.0% / 71.8%	90.2% / 72.0%

管理番号	4-2-2	担当部署	水道課			
大項目	地方公営企業の健全化			中項目	収納率の向上	
実施項目	収納率の向上(簡易水道料金)					
現状と課題	簡易水道使用料については、現年度分収納率は100%に近い数値であるが、過年度分収納率については20%を割っており低い数値となっている。現在は、平成22年度より専属の滞納整理員を配備し料金担当と滞納整理員が連携をとり滞納額の減少に取り組んでいる。					
取り組み内容	現年度分の収納を強化し、電話・訪問等により早期の納入を促していく。 また、長期滞納者については、分納計画により完納までの誓約書の提出を求め履行するよう指導し、特に悪質な滞納者には、給水停止を実施し、収納率を向上させる。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度分の収納率を99.0%以上にする。また、過年度分の収納率も18.3%以上にする。						
数値目標	収納率(現年度分 / 過年度分)	98.8% / 17.8%	98.8% / 17.9%	98.9% / 17.9%	98.9% / 18.0%	99.0% / 18.3%

管理番号	4-2-3	担当部署	下水道課			
大項目	地方公営企業の健全化			中項目	収納率の向上	
実施項目	収納率の向上(下水道使用料)					
現状と課題	下水道使用料徴収事務は、田富地区のみ本市の水道課(上水道事業)に委託し上水道使用料と一括徴収するシステムとなっている。また、甲府市の配水供給エリアである玉穂地区については、平成25年度から甲府市上下水道局へ委託し上水道使用料と一括徴収を行っていくこととしている。					
取り組み内容	多額滞納の原因となる現年度分の収納率向上のため、これまでも実施してきた電話催告、個別面談等の徴収体制を強化する。また、徴収事務の委託先と連携して悪質な滞納者には給水停止処分を実施し、収納率を向上させる。					
期間内の最終目標	実施 予定 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度分の収納率を97.5%以上にする。また、過年度分の収納率も15.3%以上にする。						
数値目標	収納率(現年度分 / 過年度分)	97.1% / 14.8%	97.2% / 14.9%	97.3% / 15.0%	97.4% / 15.2%	97.5% / 15.3%

管理番号	4-2-4	担当部署	下水道課			
大項目	地方公営企業の健全化			中項目	収納率の向上	
実施項目	収納率の向上(農業集落排水使用料)					
現状と課題	豊富地区の農業集落排水使用料については、徴収事務を本市の水道課(簡易水道事業)に委託しており、給水停止処分予告による個別面談や分納誓約による分割納入相談等を実施しながら徴収を行っている。					
取り組み内容	徴収事務を委託している水道課と連携して日常の電話催告や臨戸訪問等、より一層の徴収体制を強化する。また、悪質な滞納者には給水停止処分を実施し、収納率を向上させる。					
期間内の最終目標	実施予定年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度分の収納率を98.5%以上にする。また、過年度分の収納率も27.5%以上にする。						
数値目標	収納率(現年度分 / 過年度分)	98.1% / 27.1%	98.2% / 27.2%	98.3% / 27.3%	98.4% / 27.4%	98.5% / 27.5%